

第 2 2 7 回 定 例 会  
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

( 平 成 2 8 年 3 月 1 1 日 )

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第2号）

○開会の日時 平成28年 3月11日 午後 1時00分開議  
午後 4時28分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（24人）

委員長	菊池光弘	副委員長	原田敏匡
委員	山本留義	委員	佐々木隆徳
〃	工藤祥子	〃	横垣成年
〃	目時睦男	〃	川下八十美
〃	石田勝弘	〃	菊池広志
〃	東健而	〃	岡崎健吾
〃	鎌田ちよ子	〃	佐賀英生
〃	大瀧次男	〃	半田義秋
〃	富岡修	〃	斉藤孝昭
〃	富岡幸夫	〃	白井二郎
〃	中村正志	〃	野呂泰喜
〃	濱田栄子	〃	佐々木肇

○欠席委員（1人）

委員 村中徹也

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎
副市	長	新谷加水
統括	監	花山俊春
総務政策部	長	川西伸二
財務部	長	石野了
民生部	長	柳谷孝志
保健福祉部	長	畑中秀樹
経済部	長	高橋聖
経済部理事政策推進監		二本柳茂
建設部	長	吉田正

川内庁舎所長	川内庁舎管理課長	松 本 大 志
大畑庁舎所長	大畑庁舎管理課長	坂 井 隆
脇野沢庁舎所長	脇野沢庁舎管理課長	白 尾 芳 春
会計管理業者	総務政策部理事出納室長	鹿 内 徹
選挙管理委員会	事務局長	杉 山 重 行
監査委員事務局	長	竹 山 清 信
監査委員事務局	次長	工 藤 初 男
農業委員会	事務局長	川 森 浩 史
公営企業局	下水道部長	光 野 義 厚
総務政策部	政策推進監	瀬 川 英 之
企画調整課	長	氏 家 剛
総務政策部	副理事長	村 田 尚
総合情報課	長	赤 坂 吉千代
財務部	政策推進監	東 雄 二
財務部	副理事管財課長	井 田 敦 子
財務部	副理事税務課長	掛 端 正 広
民生部	政策推進監	松 宮 康 則
保健福祉部	政策推進監	鍋 谷 久美子
保健福祉部	副理事児童家庭課長	雪 田 一 彦
保健福祉部	副理事生活福祉課長	二本柳 茂
保健福祉部	副理事障害福祉課長	金 澤 寿々子
経済部	副理事農林畜産振興課長	萬 年 茂 昭
経済部	副理事水産振興課長	中 里 敬
経済部	副理事商工観光課長	川 西 雅 人
建設部	政策推進監	笹 谷 光 久
建設部	副理事用地課長	杉 山 浩 一
下水道部	副理事下水道課長	畑 中 誠
公営企業局	副理事下水道課長	中 村 智 郎
大畑庁舎	副理事市民福祉課長	角 本 力
選挙管理委員会	事務局次長	松 谷 勇
農業委員会	事務局次長	立 花 一 雄
総務政策部	総務課総括主幹	
総務政策部	総合戦略課長	
シオパーク	推進室長	
総務政策部	政策推進課長	
広報室	長	
総務政策部	市民連携課長	

財 務 部 財 務 課 長	吉 田 真
財務部財務課資金企画室長	澤 田 眞紀子
財務部管財課総括主幹	木 下 尚一郎
財務部管財課施設経営室長	伊 藤 恭 雄
財務部税務課総括主幹	加 藤 直 紹
財務部工事検査課長	眞 野 修 司
民生部市民課長	坂 野 かづみ
民生部国保年金課長	藤 島 純
民生部環境政策課長	成 田 司
保健福祉部生活福祉課総括主幹	加 藤 博
保健福祉部介護福祉課長 老人憩の家福寿荘所長	千代谷 賀土子
保健福祉部健康推進課長	工 藤 和 彦
保健福祉部健康推進課総括主幹	鍋 谷 眞 弓
保健福祉部中島児童館・ 湯坂下児童館・ 正津川児童館長	杉 本 正 子
経済部農林畜産振興課総括主幹	櫛 引 道 彦
川内庁舎市民福祉課長	佐 藤 衛
大畑庁舎産業建設課長	山 村 英 樹
脇野沢庁舎市民福祉課長	山 崎 幸 悦
脇野沢庁舎産業建設課長	向 川 明
脇野沢庁舎産業建設課総括主幹	宮 本 広 治
脇野沢庁舎産業建設課総括主幹	西 田 直 秋
総務政策部総務課主幹	杉 澤 一 徳
総務政策部企画調整課主幹	齊 藤 洋 一
総務政策部企画調整課主幹	一 戸 義 則
財務部管財課主幹	畑 山 勝
財務部管財課主幹	工 藤 淳 一
財務部税務課主幹	奥 本 聡 志
財務部税務課主幹	伊 藤 大治郎
民生部市民課主幹	澤 田 哲 也
民生部国保年金課主幹	飯 田 啓太郎
民生部環境政策課主幹	石 橋 秀 治
民生部環境政策課主幹	品 木 聡
保健福祉部児童家庭課主幹	横 山 拓 子

保健福祉部児童家庭課主幹	中 村 昭 男
保健福祉部児童家庭課主幹	柳 谷 恭 子
保健福祉部生活福祉課主幹	品 木 貴 子
保健福祉部介護福祉課主幹 老人憩の家長寿荘所長	池 田 雅 文
保健福祉部健康推進課医療主幹	畑 中 美 雅
保健福祉部健康推進課医療主幹	木 村 公 子
経済部商工観光課主幹 勤労青少年ホーム館長	柳 谷 真 吾
総務政策部総務課主任主査	櫻 田 誠
総務政策部市民連携課主任主査	山 崎 学
財務部税務課主任主査	遠 藤 優 子
民生部環境政策課主任主査	工 藤 貴 史
保健福祉部障害福祉課主任主査	葛 西 信 弘
経済部水産振興課主任主査	瀬 川 和 宏
経済部水産振興課主任主査	遠 藤 龍 規
建設部用地課主任主査	小 野 太 輔

○事務局出席者

事務局長	柳 田 諭	次 長	濱 田 賢 一
総括主幹	佐 藤 孝 悦	主 幹	小 林 睦 子
主任主査	村 口 一 也	主 事	山 本 翼

(午後 1時00分 開議)

○委員長（菊池光弘） ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は24人で定足数に達しております。

これより当委員会に付託されました議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算から議案第34号 平成28年度むつ市水道事業会計予算までの各会計予算について審査をいたします。

審査は、お手元に配布してあります予算審査特別委員会審査予定表並びに平成28年度予算説明の順序及び説明員の順に従い審査をしてまいります。

ここで市長からご挨拶があります。市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長（宮下宗一郎） 皆さん、こんにちは。予算審査特別委員会の開催に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本特別委員会では、議案第27号の平成28年度むつ市一般会計予算から議案第34号までの各特別会計予算をご審議いただくわけですが、予算編成に当たりましては、極めて厳しい財政状況にある中、財政の健全化を最重要事項とし、事業の抜本的な見直しも含めた徹底した緊縮財政を基本とする一方で、将来にわたって持続可能な財政運営とまちづくりを両立し推進するため、限られた財源の中でも計画的にむつ市の成長の実現を目指すこととしたものであります。

一般会計予算案では、総額329億1,400万円と、今年度に比べ5億4,200万円、率にして1.7%の増となったものであります。

この予算審査特別委員会で慎重なるご審議をいただき、また理事者側としても真摯にご答弁させていただきますので、全議案ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

また、公務のため、常時この席についていることはかないませんので、委員長並びに各委員におかれましては、お許しをいただきたいと存じます。

それでは、予算審査、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） これで市長の挨拶を終わります。

審査の日程は、本日と3月14日、15日の3日間を予定しておりますので、委員各位のご協力をお願いいただきながら、慎重かつ十分な審査が行われるよう予算審査特別委員長として責務を果たしてまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、審査の方法についてであります。一般会計予算につきましては、議事の進行上、初めに歳出の各款ごとに順次概要説明を受け、審査し、次に歳入の一括審査をいたします。そのほかの予算につきましては、議案ごとに

一括説明を受け、審査をしてまいります。

また、説明員につきましては、審査の状況によりまして、課長等の出席も随時認めたいと思いますので、ご了承願います。

最後に、平成23年3月11日、午後2時46分に発生した東日本大震災において犠牲となられました方々をむつ市議会として追悼するため、本日地震発生時刻に合わせ、委員会を中断し、1分間の黙祷をささげたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

それでは、まず議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算を議題といたします。

第1款議会費であります。説明、質疑を省略いたします。

次は、第2款総務費について、理事者の説明を求めます。総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） それでは、第2款総務費のうち、総務政策部が所管するものについてご説明いたします。予算書の28ページをごらんください。

まず、第1項総務管理費、第1目の一般管理費についてであります。これは総務部門の職員の給与、秘書業務に要する経費及び下北地域広域行政事務組合などに対する負担金に関する経費でありまして、主なものといたしましては、2節給料から4節共済費までの特別職及び一般職員の給与費のほか、14節使用料及び賃借料で下北文化会館使用料など、19節負担金補助及び交付金で下北地域広域行政事務組合負担金などとなっております。前年度と比較いたしまして、2,909万円余りの減額となっておりますが、これは給与費の減などによるものであります。

次に、第2目の企画費についてであります。これは各種団体に対する負担金及び補助金のほか、総合戦略関連経費、ジオパーク構想の推進並びに国際交流等に要する経費でありまして、主なものといたしましては、1節報酬でジオパーク推進員及び国際交流推進員の報酬、8節報償費でふるさと納税寄附者への謝礼、19節負担金補助及び交付金で下北総合開発期成同盟会等への負担金、廃止路線代替バス等運行費補助金、離島航路運行維持事業費補助金、28節繰出金で公共用地取得事業特別会計への繰出金などとなっております。前年度と比較して3,180万円余りの増額となっておりますが、これはふるさと納税寄附者への謝礼の増のほか、総合戦略の推進や広域連携、大学連携などの新たな事業が発生したことなどによるものであります。

次に、29ページに移りまして、第4目の原子力広報調査費についてであります。これは県から交付されます中間貯蔵施設、東通及び大間原子力発電

所に係る広報・調査等対策交付金を財源とする中間貯蔵施設や原子力発電所等に関する知識の普及を図るための経費で、主なものといたしましては、9節旅費で原子力教養講座などの各種研修会に職員が参加するための旅費、13節委託料で市民の原子力発電所等への視察見学会及び高校生を対象とした大間原子力発電所建設現場見学会の業務委託などに要する経費などとなっております。前年度と比較して、142万円余りの増額となっておりますが、これは施設見学会業務委託料の増などによるものであります。

次に、第5目の再生可能エネルギー推進費についてであります。これは再生可能エネルギー導入事業、太陽の恵み基金事業等を行うための経費で、主なものといたしましては、13節委託料で燧岳周辺地域地熱資源開発調査に係る業務委託に要する経費、19節負担金補助及び交付金で住宅用太陽光発電システム導入支援補助金、25節積立金で太陽の恵み基金積立金などとなっております。前年度と比較して、3億9,457万円余りの増額となっておりますが、これは燧岳周辺地域地熱開発関連事業の増によるものであります。

次に、第6目の文書管理費についてであります。これは庁内の文書及び例規の管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、11節需用費でコピー用紙と消耗品、12節役務費で通信運搬費、13節委託料で例規執務システムデータベース更新業務委託料などとなっております。

次に、30ページに移りまして、第7目の人事管理費についてであります。これは臨時職員の賃金や職員の共済組合等の負担金に要する経費でありまして、主なものといたしましては、1節報酬で産業医及び非常勤嘱託員の報酬、4節共済費で共済組合等負担金、7節賃金で病休、産休に係る代替職員や事務補助等の臨時職員の賃金、9節旅費で職員の研修旅費、14節使用料及び賃借料で国土交通省等研修生の貸し室借上料などとなっております。前年度と比較いたしまして、478万円余りの増額となっておりますが、これは事務調整官等非常勤嘱託員の報酬、職員の実務研修に係る旅費及び貸し室借上料等の増などによるものであります。

次に、32ページに移りまして、第18目の広報費についてであります。これは広報事務に要する経費でありまして、主なものといたしましては、11節需用費で広報紙の印刷費など、13節委託料でエフエムむつ放送業務委託料や広報紙配布業務経費などとなっております。前年度と比較いたしまして、213万円余りの減額となっておりますが、これは広報紙の発行費などの減によるものであります。

次に、33ページに移りまして、第19目のコミュニティ推進費についてであります。これは町内会の集会施設の改修や用地借受料に係る補助及び大畑、



川内地区の町内会に対する補助を行う地域コミュニティ保全事業に要する経費と、財団法人自治総合センターが行う宝くじ普及広報事業費を活用したコミュニティ助成事業に要する経費となっております。前年度と比較いたしまして、223万円余りの増額となっておりますが、これはコミュニティ助成事業費の増によるものであります。

次に、第20目の経営改善費についてであります。これは事務改善等に要する経費、マイナンバー制度に係る通知カード及びマイナンバーカードの作成等に係る経費でありまして、主なものといたしましては、1節報酬で行政改革審議会などの報酬、9節旅費の費用弁償、19節負担金補助及び交付金などとなっております。前年度と比較して561万4,000円の増額となっておりますが、これは昨年度は補正対応として通知カード及びマイナンバーカードの作成等に係る事務委託経費を当初予算で計上したことによるものであります。

次に、第21目の市民連携推進費についてであります。これは市民協働・参画の推進に要する経費でありまして、主なものといたしましては、市民協働まちづくりコーディネーター事業及び希望のまちづくり補助金並びにご近所知恵だし会議プロモーション事業に係る経費などとなっております。前年度と比較いたしまして、191万円余りの減額となっておりますが、これは市民協働まちづくり会議関連経費の減によるものであります。

次に、第22目の情報管理費についてであります。これは情報システムとネットワーク並びにむつ下北情報ネットワークの各管理運営事業に要する経費でありまして、主なものといたしましては、13節委託料で住民情報システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの保守委託料、むつ下北情報ネットワークシステム保守委託料、14節使用料及び賃借料で住民情報システムなどに係る機器使用料や光ケーブル使用料などとなっております。前年度と比較いたしまして、53万円余りの減額となっておりますが、これは情報ネットワークの改修に伴う運用経費の見直しによるものであります。

次に、34ページに移りまして、第23目の行政連絡員費についてであります。これは市が委託しております行政連絡員制度に要する経費であります。前年度と比較いたしまして、256万円余りの減額となっておりますが、これは行政連絡員報酬積算基礎となっております嘱託区の世帯数に応じた単価を減額したことによるものであります。

次に、第24目のコミュニティセンター管理費についてであります。これはむつ地区3カ所、大畑地区2カ所、脇野沢地区7カ所のコミュニティセンターの管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、11節

需用費で光熱費など、13節委託料で管理委託料などとなっております。前年度と比較いたしまして、274万円余りの減額となっておりますが、これは3年に1度実施する特殊建築物定期報告書作成業務委託料の減や光熱費の減によるものであります。

次に、第25目の市民相談費についてであります。これは各種相談業務に要する経費でありまして、主なものといたしましては、広聴窓口専門員費及び法律相談弁護士謝礼などとなっております。前年度と比較いたしまして、132万円余りの増額となっておりますが、これは広聴窓口専門員報酬を人事管理費から移管したことによるものであります。

次に、第26目の諸費についてであります。これは国から委託されております自衛官募集事務に要する経費であります。

次に、第27目の男女共同参画費についてであります。これは男女共同参画を推進するための男女共同参画推進委員会開催に要する報酬及び費用弁償などとなっております。

次に、35ページに移りまして、第37目のふるさと納税基金費についてであります。これはふるさと納税による寄附金を積み立てるものであります。

次に、39ページをお開き願います。第5項統計調査費、第1目の統計調査総務費についてであります。これは職員2名の給与費と統計調査員確保対策費となっております。

次に、第2目の諸統計調査費についてであります。これは各種統計調査に係る調査員等の報酬及び関係事務費などでありまして、前年度と比較いたしまして、333万円余りの増額となっておりますが、これは本年6月1日基準日として、経済センサス活動調査を実施することによるものでございます。

次に、国勢調査費についてであります。これは昨年実施された国勢調査が終了したことに伴い、廃目としたものでございます。

以上、総務政策部が所管する歳出予算の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（菊池光弘） 財務部長。

○財務部長（石野 了） それでは、第2款総務費のうち、財務部で所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の29ページをお開き願います。

まず、第1項総務管理費、第3目調整費についてであります。これは電源立地地域対策交付金及び防衛施設が所在することに係る交付金に関する事務等各種補助元との連絡調整のための事務費であります。

次に、30ページの第8目財政管理費についてであります。これは予算の

執行管理のための事務費であります。

次に、第9目財産管理費についてであります。これは市有財産の管理に要する経費でありまして、主なものは第12節役務費の公有建物や公用自動車等の保険料1,092万円、第13節委託料の公有財産の管理に係る各種業務委託料181万4,000円であります。

次に、31ページの第10目契約管理費についてであります。これは工事等の入札や物品等の購入に係る契約に要する事務費であります。

次に、第11目工事検査費についてであります。これは工事検査業務を行うことに要する事務費であります。

次に、第13目庁舎管理費についてであります。これは本庁舎の維持管理に要する経費でありまして、主なものは第11節需用費の光熱水費等5,149万2,000円、第13節委託料の施設の維持管理に係る各種業務委託料6,352万1,000円、第15節工事請負費1億4,566万1,000円であります。なお、前年度に比べまして1億810万1,000円の増となっておりますのは、庁舎屋上防水シートの老朽化に伴う改修工事の費用を計上したことによるものであります。

次に、32ページの第17目車両管理費についてであります。これは市の所有する自動車のうち、財務部管財課及び各庁舎管理課が一元管理しております公用自動車125台分の維持管理に要する経費でありまして、主なものは第11節需用費の車両運行に必要な燃料費967万円、車検整備等の車両修繕費1,424万円であります。なお、前年度に比べまして、408万5,000円の増となっておりますのは、新規車両購入、車検整備車両の増加などによるものであります。

次に、少し飛びまして、35ページをお開き願います。第31目財政調整基金費についてであります。これは年度中途における財政需要に的確に対応するため基金に積み立てるものであります。

次に、第32目土地開発基金費についてであります。これは新年度に生じる利子を基金に積み立てるものであります。

次に、第33目減債基金費についてであります。これは新年度に生じる利子を基金に積み立てるものであります。

次に、第34目公共施設整備基金費についてであります。これは新年度に生じる利子を基金に積み立てるものであります。

次に、第35目地域振興基金費についてであります。これは電源立地地域対策交付金を今後の事務事業の財源に充てるため基金に積み立てるものであります。

次に、第36目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費についてであり

ますが、これは特定防衛施設周辺整備調整交付金を平成29年度に予定しているむつ市消防団車両整備事業、むつ市福祉バス運行事業、むつ市スクールサポーター配置事業の財源に充てるため基金に積み立てるものであります。

次に、第38目地域基盤安定化基金費についてであります。これは合併特例債を原資とし、将来における地域住民の連携強化や生活基盤の安定化、地域振興に資する事業の財源に充てるため新たに基金を創設し、積み立てるものであります。

引き続き第2項徴税費についてご説明いたします。36ページをお開き願います。まず、第1目税務総務費についてであります。これは市税の賦課事務に要する経費でありまして、税務課職員の人件費のほか、第13節委託料の固定資産業務支援GIS更新業務委託料1,752万9,000円、第14節使用料及び賃借料の地方税電子申告システム利用料312万4,000円が主なものであります。なお、前年度に比べまして946万3,000円の増となっておりますのは、平成30年度固定資産評価替え事業及び固定資産業務支援GIS更新事業費の増額等によるものであります。

次に、第2目市税等徴収費についてであります。これは市税の徴収事務に要する経費でありまして、第14節使用料及び賃借料の滞納管理システム賃借料318万7,000円、第19節負担金補助及び交付金の納税貯蓄組合補助金1,034万9,000円、第23節償還金利子及び割引料の市税等還付金1,600万円が主なものであります。なお、前年度に比べまして764万2,000円の減となっておりますのは、滞納管理システムの更新に伴う賃借料及び納税貯蓄組合補助金の減額等によるものであります。

以上、第2款総務費のうち、財務部が所管する費目の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 会計管理者。

○会計管理者総務政策部理事出納室長（鹿内 徹） それでは、第2款総務費のうち、出納室が所管するものについてご説明いたします。31ページをごらんください。

第12目会計管理費についてであります。これは出納事務に要する経費でありまして、13節委託料の指定金融機関派出所派遣委託料の233万3,000円が主なものとなっております。

以上、出納室が所管しております予算の説明であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長川内庁舎管理課長（松本大志） 第2款総務費のうち、川内庁

舎が所管しております川内庁舎管理費及び川内地域振興費についてご説明いたします。31ページをお開き願います。

第1項総務管理費、第14目川内庁舎管理費についてであります。川内庁舎の維持管理に要する経費として2,123万1,000円を計上しております。主なものは、7節の当直及び日直代行、清掃並びに自動車運転手に係る臨時職員の賃金571万1,000円、13節の公共施設ごみ収集運搬業務、空調ボイラー保守点検業務等の委託料733万7,000円、その他光熱水費等となっております。なお、前年度より240万4,000円減少しておりますが、これは空調設備の室内機の保守点検業務が隔年で行われておりますが、本年度はその保守が不要なこと等が主な減少要因となっております。

次に、34ページをお開き願います。第28目川内地域振興費についてであります。これは緊急な地域の要望に迅速に対応するための予算であり、前年度と同額の100万円を計上しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎管理課長（坂井 隆） それでは、第2款総務費のうち、大畑庁舎で所管しております費目についてご説明いたします。32ページをお開きください。

第1項総務管理費、第15目大畑庁舎管理費についてであります。これは大畑庁舎の維持管理に要する経費でありまして、予算額4,278万7,000円の主なものといたしましては、第11節需用費の燃料費323万4,000円、第13節委託料で施設の維持管理に要する業務委託料1,913万6,000円、大畑庁舎アスベスト対策工事实設計業務委託料325万9,000円、第15節工事請負費で大畑庁舎アスベスト対策工事892万8,000円などでありまして、前年度と比較いたしますと1,297万円の増となっております。要因といたしましては、アスベスト対策工事費等の増によるものでございます。

次に、34ページをお開き願います。第29目大畑地域振興費についてであります。これは緊急な地域要望に迅速に対応するためのものでありまして、予算額100万円は第11節需用費の修繕料50万円、第13節委託料の50万円となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（菊池光弘） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎管理課長（白尾芳春） 第2款総務費のうち、脇野沢庁舎で所管しております費目についてご説明申し上げます。予算書の32ページをお開き願います。

第1項総務管理費、第16目脇野沢庁舎管理費であります。これは脇野沢庁舎の維持管理に要する費用でありまして、本年度予算額は1,700万4,000円です。支出の主なものは、7節賃金、自動車運転手、宿日直管理員の臨時職員5名の賃金544万8,000円、11節需用費、庁舎管理用消耗品費、光熱水費、修繕料等で633万3,000円、13節委託料は庁舎に係る空調機器、消防設備等の保守点検委託及び清掃業務委託で454万9,000円です。前年度と比較いたしまして、155万8,000円の減であります。この大きな要因は、燃料費の減額によるものであります。

次に、35ページをお開き願います。第30目脇野沢地域振興費であります。これは、脇野沢地域における要望、課題解決に要する費用でありまして、本年度予算額は、昨年度と同様100万円です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） それでは、第2款総務費のうち、民生部が所管しております項目について、その概要をご説明いたします。予算書37ページをお開き願います。

第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費であります。これは、一般職員14人分の給与費のほか、戸籍事務及び住民基本台帳事務、それらの関連データ管理システムに係る経費及び窓口サービス専門員12名分の報酬等を含んだ窓口サービス向上事業費、さらにはマイナンバーカードの交付に係る事務である社会保障・税番号制度対応事業費が主な経費であります。前年度と比較しまして、1,061万5,000円の減となっております。これは主に給与費の減によるものであります。

以上が民生部で所管しております総務費の予算案であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（杉山重行） それでは、第2款総務費のうち、選挙管理委員会が所管するものについてご説明いたします。予算書37ページをお開き願います。

初めに、第2款総務費、第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費についてご説明いたします。これは、選挙管理委員会の運営や一般職員の人件費に係る経費でございます。予算計上額は3,246万7,000円となっております。主なものとしたしましては、選挙管理委員会委員4名の報酬及び事務局職員4名の給与費となっております。

次に、予算書38ページ、第2目明るい選挙推進費についてご説明いたしま

す。これは、選挙啓発や明るい選挙推進活動に係る経費でございます、予算計上額は14万9,000円となっております。主なものといたしましては、協議会委員の方々の選挙啓発に係る各種研修会等への参加旅費となっております。

次に、第3目参議院議員通常選挙費についてご説明いたします。これは、平成28年7月25日任期満了となります参議院議員通常選挙の執行経費として4,143万3,000円を予算計上してございます。主なものといたしましては、投票管理者、投票立会人、投開票事務に従事する職員等の報酬、臨時職員の賃金、ポスター掲示場設置、撤去や投開票所設置準備等の委託料となっております。

次に、第4目青森県海区漁業調整委員会委員一般選挙費についてご説明いたします。これは、平成28年8月任期満了となります青森県海区漁業調整委員会委員一般選挙の執行経費として396万8,000円を計上いたしてございます。主なものといたしましては、投票管理者、投票立会人等に従事する職員等の報酬、臨時職員の賃金、開票事務に伴う機器購入費用となっております。

なお、下欄に掲載してございます青森県議会議員一般選挙費、青森県知事選挙費及び39ページのむつ市議会議員一般選挙費は、平成27年度に管理執行を終えましたので、廃目となっております。

以上、総務費のうち、選挙管理委員会が所管しております事項の予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長監査委員事務局次長（竹山清信） それでは、第2款総務費のうち、監査委員事務局で所管いたします第6項監査委員費、第1目監査委員費についてご説明させていただきます。予算書の40ページをお開き願います。

監査委員費は、監査委員及び事務局の運営に要する経費でありまして、主な経費は、監査委員に係る報酬、費用弁償及び事務局職員に係る人件費となっております。本年度の予算額は3,547万4,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、1,195万1,000円の減額となっておりますが、これは主に事務局職員の給与費の減によるものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 質疑に入る前に、委員長からお願いがあります。

質疑をされる委員は、大変恐れ入りますが、挙手のうえ議席番号をお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。  
佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 燧岳について2点ほどお伺いいたします。

29ページの第5目、再生可能エネルギー推進費というところの燧岳のところなのですが、今回ポテンシャル事業と申しますか、調査ということで5億円盛られて、そのうちの財源としてその他のほうから4億8,600万円、9割強のものが入っているわけですが、これは今の事業だけに限った割合なのか、それとも今後においても、こういうくらいの高い割合で補助金が来るのか。

それと、もう一点なのですが、燧岳のこの事業の中で、燧岳地熱大学を開催し、とあるのですが、これはどのような開催で、どのようなモチベーションというか、中身まで持っていくのか、2点ほどお伺いいたします。

○委員長（菊池光弘） 企画調整課長。

○総務政策部政策推進監企画調整課長（光野義厚） ただいま佐賀委員からお尋ねのありました燧岳についてお答えいたします。

まず、4億8,600万円という数字なのですが、これはJOGMECのほうから今年度助成を受ける金額ということになりますので、今年度の助成額ということになります。

それから、地熱大学ということでございますけれども、この地熱大学は、今研究会というのを開催しております。これは、平成26年度から開催しているのですが、この研究会をちょっと広げた形で、例えば今までは講演なんかで一方的なお話で、質疑応答がありましたけれども、聞くだけのものだったのですが、今度はこの構成も若干、例えば温泉事業者さんとか地元の方だとか、一般の市民の方も参加していただいて、さらにちょっと対話形式と申しますか、ワークショップなんかも取り入れながら、今後の2次利用、3次利用なんかにつきまして検討していこうというような趣旨で開催する予定となっております。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） JOGMECさんのほうから、今年度、単年度ということで来るわけですが、これは中長期的な、あと14年ぐらいですか、2030年予定ですから、なるわけで、そうするとその進捗状況のつかさつかさにおいて、その補助金と申しますか、メニューでいろんなものを組み合わせてやっているのかというのが1点。

あと地熱大学のほうなのですが、これも中長期的な、一昨日も石田委員から一般質問になっているわけですが、ちょっと長い目で見ていくわけ



で、若い人たちの参加で、ずっとそれが知識で持っていけるような、その窓口と申しますか、それはあえて高校生や中学生とかというのを排除していない、ちょっと広いのでやっていけるのかどうか、2点ほどお伺いいたします。

○委員長（菊池光弘） 企画調整課長。

○総務政策部政策推進監企画調整課長（光野義厚） それでは、お答えいたします。

まず、JOGMECのほうのメニューなのですけれども、これは今掘削の調査の段階までが補助の対象となります。例えば掘削、今年度やりまして、来年も仮噴気試験というようなのにチャレンジしたいと思っておりますけれども、それ以降は助成というのはありません。それ以降は、例えばJOGMECのほうで債務保証だとか、あと今後例えば仮に会社設立した場合に出資をJOGMECのほうで支援するとか、そういう形になっております。

それから、地熱大学のほうでございましてけれども、範囲、高校生なんかも考えているかということだと思っておりますけれども、一応対象とするのは温泉事業者さんの方、今まで産学官、金融の方も入って研究会のほうを開催しておりますので、それにプラス地元町内会の方、それから温泉事業者さんなんかも参加していただく予定となっておりますが、これは公開ということである予定ですので、どんな方でも実際は参加できるというのですか、傍聴できるというような形になっていくと思っております。

以上でございまして。

○委員長（菊池光弘） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 金融と申しますか、補助金のほうはある程度理解させていただきました。

地熱大学のほうなのですけれども、進捗状況において、例えばそういう中高生のもの、今後において、すぐではなくて、その進捗と一緒に比準しながらやってほしいのですが、そういう子たちにさせることによって、例えばそういう仕事についていくですとか、学校がそっちに向かってくるとか、当然地熱ができるとき、大変期待しておりますが、雇用ですとか就労という場が広がってくると思うのです。ましてや今度は技術者の育成とかも含めながら、今後において結構ですけれども、そういう門扉を開いて、子供たちというか、若い人たちを育てていく意思があるかないかだけ、1点だけお伺いさせていただきます。

○委員長（菊池光弘） 企画調整課長。

○総務政策部政策推進監企画調整課長（光野義厚） その辺については、今後のこともありますので、いろいろ産業とか観光も含めていろんなことが期待

されますので、検討させていただきたいと思います。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 32ページの大畑庁舎管理費のところでは1点確認させていただきます。

アスベスト対策の事業ですが、平成28年度で全て完了するのか、それからかつてはちょっと雨漏り等も話を聞いていたのですけれども、そういうものについては全て解消されているのかお聞きします。

○委員長（菊池光弘） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎管理課長（坂井 隆） お答えします。

アスベスト対策事業でございますけれども、これまで実は平成18年度と平成25年度の2回やっておりまして、これは密閉されていない部分の階段と、あとボイラー室だったのですけれども、密閉されている部分が今残っているのですが、その密閉された部分が、雨漏りによって密閉がちょっと崩れる危険性があるということで、急遽平成28年度やることにいたしました。それ以外にもあります。正直言ってまだまだあります。平成29年度も事業をやる予定であります。

それから、通常の雨漏り等でございますけれども、完璧に直すということは、これまでチャレンジはしてまいったのですけれども、なかなかとまらない状況ですので、その都度対応していくしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 2点だけ確認をさせていただきます。

31ページの第13目15節、本庁舎屋上の防水改修工事費1億2,900万円とありますけれども、たしかこれ、新庁舎できてから7年ぐらいだと思うのですけれども、その際に、こういう工事はやっていたのかどうか。もう一点は、これからもこのぐらい大きな改修工事があるのかどうか、2点だけ確認をしておきたいと思います。

○委員長（菊池光弘） 管財課長。

○財務部副理事管財課長（村田 尚） お尋ねにお答えいたします。

庁舎移転の際は、屋根の屋上シートは改修されておりました。そういうこともありまして、ここの建物が竣工してから20年ほど経過しておりますので、老朽化が進んで雨漏りが平成25年度から3年連続で発生しているというような状況でございます。全体の工事費としては2億3,000万円ほどかかる予定になっておりますけれども、一度には到底今の財政状況では無理で

ございますので、2カ年にわたりまして工事を行うというような計画でおります。

それと、2点目でございますが、今後の改修予定というようなところになりますと、自動火災報知機の更新の周期が近づいておったり、あとは冷温風の吹き出し口、いわゆるファンコイルユニットというものがございますが、それも竣工以来そのままの状態を使っているということになりますので、徐々に傷みのほうも出てきているのではないかとというようなところで、そういうところが今のところ考えられる大きなところでございます。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。岡崎健吾委員。

○委員（岡崎健吾） 81ページの給与明細書についてちょっとお聞きしたいと思えます。

給与明細書の中の職員手当の時間外手当なのですが、昨年度に比べて3,650万円ほど減となっております。その上の職員数を見れば、本年度は15名の減となっておりますが、そう考えれば、時間外はふえるのではないかなというような感じはしています。また、平成27年度の補正予算が今回出ましたが、これも補正後の額は1億1,800万円。去年、おととしの決算を見ても、1億円から1億2,000万円ぐらいの時間外が毎年出ていますので、たまたま平成28年度の当初予算で財源がなかったのか、それとも今後補正で対応するのか、また極力代休とかそういうので対処するのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思えます。

○委員長（菊池光弘） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

時間外手当の関係ですが、これにつきましては、当然時間外勤務をした場合には支給される手当ではございますけれども、なるべくそういった時間外の発生しないような工夫を職員にさせていただくことと、それとあわせて、岡崎委員のほうからお話がありました代休等の活用も含めまして、縮減に努めていきたいと、このように考えてございました。

○委員長（菊池光弘） 岡崎健吾委員。

○委員（岡崎健吾） 職員も、給料が昨年から3%カットされているわけですので、代休も含めて、勤務した人にはなるべく実額をやっていただけるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 28ページのジオパーク構想推進事業費について1点お尋

ねいたします。

こちら協議会の負担金だと思うのですが、例えば認定された場合、追加で設置するものの設備費等が補正予算で計上されるのか、それとも平成28年度はこの負担金の予算でいくのか、1点だけお伺いします。

○委員長（菊池光弘） 総合戦略課長。

○総務政策部総合戦略課長ジオパーク推進室長（角本 力） お尋ねにお答えいたします。

下北ジオパーク構想推進事業費につきましては、負担金のみならず、ジオパーク推進員の報酬、旅費、その他の費用も含まれての金額になります。ちなみに、負担金は500万円ということで、平成27年度は400万円でしたけれども、これからの認定以後の事業の推進ということも考えまして、100万円増額する形になっております。

また、追加しての補正等があるかとお尋ねですが、平成28年度は、この費用の中で認定後も事業を進めていくこととしております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点だけよろしく願いいたします。

29ページの原子力広報調査費であります。142万6,000円が増額になっておまして、この内訳。私は毎回言っておるのですが、福島原発事故からとして5年でございます。やっぱりそういう状況もしっかり見学するというふうなことが、この予算でされるのかどうか。ぜひともそういう使い方してほしいなというふうに思うのですが、お考えをお聞きしたいと思います。

31ページでございますが、庁舎管理費、LED化工事費が744万4,000円。これは、全体照明器具というふうに書いておりますから、これで全部終了かなというふうに思うのですが、そこのところを教えてくださいなというふうに思います。

それと、計算していればの話ですが、こういうLED化、本庁舎が全部完成したとすると、大体経費というか、それがどの程度削減になるものか。これ計算していればよろしいのですが、していなければ、本当に大まかな答弁でもよろしいので、よろしく願いします。

○委員長（菊池光弘） 企画調整課長。

○総務政策部政策推進監企画調整課長（光野義厚） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

まず、原子力広報調査費の件でございますけれども、これは原子力施設等見学会開催事業ということで、東海第二発電所、あと幌延深地層研究センタ

一、高崎量子応用研究所などを見学する経費等であります。

それから、研修事業費につきましては、これは職員がさまざまな研修を受講するわけですが、その研修に充てる経費です。

それから、広報事業費ということで、これは原子力関連のパンフレット配布の手数料のほうの支払いというふうになっておりますし、あとはエフエムラジオを通じて、原子力についての正しい知識を得るといふことの放送を行います。その他は、参考図書の購入だとかというふうになっております。

この予算で目的が達成できるかということですが、限られた予算でありますけれども、達成できるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 管財課長。

○財務部副理事管財課長（村田 尚） それでは、2点目のLED化工事についてお答えいたします。

LED化工事に関しましては、今年度平成27年度に執務エリアを工事しております。来年度、平成28年度は大会議室A、B、それから政策推進課のエリアというようなところで744万円ほど計上させていただいております。残りの第1会議室から第5会議室、それから行政委員会の執務室が平成29年度というようなところで今計画しております。電気料等の節減効果といたしましては、これまでの全て工事が完成した場合は、使用量で、使用する量です、41万3,000キロワットの減、それから電気料にいたしますと、年間で約800万円ほどの削減になるのではないかというふうに見込んでおります。ただ、これは単純に蛍光灯をLEDにかえた場合の試算ということになりますので、庁舎全体でかかる電気料の中では、若干限定された部分での試算というふうになっておりますので、ご了承願いたいと思います。

○委員長（菊池光弘） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 最初の原子力のほうでございますが、先ほど言ったように、福島原発事故から5年ということで、やはりまだまだ収束していないと。そういう事故の現場まで行かなくても、その事故の状況を調査、見学というふうな形の企画のものも入れられないかどうかということをお聞きしたのですが、そこのところをぜひ実施してもらいたいなというふうに思うのですが、よろしく願いいたします。ご答弁お願いいたします。

それと、LED化のほうは、そうすると来年、平成29年度で、本庁舎の場合全部終了ということでよろしいかどうかということと、それ以外にもまだまだ市の施設がございますが、それ以外でも、もし考えているところがあればお聞きしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 企画調整課長。

○総務政策部政策推進監企画調整課長（光野義厚） お答えいたします。

福島事故の状況について視察できないかというお話ですけれども、現在福島のほうではいろいろと報道等もなされておりますし、そういうことから情報が収集できると思っております。さらに、今福島第一原発のほうでは、一般の方の視察は受け入れていないという状況になっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 管財課長。

○財務部副理事管財課長（村田 尚） それでは、お答えいたします。

工事につきましては、委員おっしゃるとおり、平成29年度でほぼ完成というふうになります。ほかの施設というふうなことですけれども、今のところまだそういうことは、現時点では管財課としては考えてはおりません。ただ、それぞれの施設におきまして、電気料等の節減というような面ではLED化というのも選択肢の一つではないかというふうに考えておるところでございます。

○委員長（菊池光弘） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） LED化のことですが、そのほかのところは考えていないと言ったのですが、たしかもう蛍光灯だとか今の電球ですか、それが平成30年でしたか、そろそろそれこそ製造中止というのを、たしか新聞で書かれていたのを記憶あるのですが、そういうところがありますので、ぜひ早目に切りかえなければ、それこそ政府のほうでは温暖化対策としてそういうのを進めていて、早目に対応せざるを得ないというふうな状況になると思います。とにかくもう製造中止というのも、政府のほうでもそういう形で発表しているので、そこら辺のところのやりとりというのはあるものかどうかというのを、最後よろしく申し上げます。

○委員長（菊池光弘） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 国のほうがそういうことを発表したというのは、確かに新聞等の報道等で聞いたことがございますけれども、はっきりとしたそういう通知等はまだ当市のほうには来ておりません。ただし、LED化というのは当然やらなければいけないことという認識はございますので、財源等の兼ね合いを見ながら、状況を見ながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） まず、合併以来11年、12年たちますけれども、今回10年

たってからの厳しい財政状況の中、地域振興費、大畑、川内、脇野沢に、今年度はカットされるだろうと思っていましたけれども、各庁舎に100万円ずつつきました。市長はおりませんけれども、まずもってお礼申し上げて、そして質疑2点ほどに移ります。

32ページの広報費、エフエムアジュールの関係ですけれども、難聴地域について、今理事者側で把握している箇所がありましたら、お知らせ願います。

それから、38ページ、参議院議員通常選挙に関連ですけれども、ポスターを張る看板等の設置場所の基準、場所とか何箇所とか、そういった基準があるものかどうか、わかっている範囲で結構ですので、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（菊池光弘） 広報室長。

○総務政策部政策推進課長広報室長（松谷 勇） お尋ねにお答えいたします。

エフエムアジュールの難聴地域とのお尋ねでしたが、ただいまちょっと詳しい資料等は持っておりませんので、後でご説明申し上げたいと思います。私の知る範囲では、大体85%ぐらいはカバーしているというふうには聞いておりますけれども、詳しいパーセンテージについては改めてお知らせいたしたいと思います。

○委員長（菊池光弘） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（杉山重行） 佐々木隆徳委員のお尋ねにお答えいたします。

ポスター掲示場の設置基準というふうなところだと理解いたしました。国に限らずということになりますけれども、基本的には公職選挙法第144条の2によって、1投票区につき5カ所以上10カ所以内で政令で定めるところにより算定すると。なお、市町村の選挙管理委員会の中で特別の事情がある場合は、あらかじめ県の選挙管理委員会との協議のうえ、総数を減ずることができるというふうなところになってございます。これの基準から申しますと、480ぐらいが法で定めた基準数ということになりますが、去年の県議選の段階で県と協議いたしまして、433まで減じているというところでございます。今後についても、いろいろ多いのではないかというご指摘もございまして、こういう基準もございまして、地域の実情を精査しながら、今後も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（菊池光弘） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） エフエムアジュールにつきましては、ずっと最近皆さん質疑していなかったようで、今たまたまお聞きしたわけですけれども、合併してから10年間は、たしか900万円切るぐらいの金額を支払いするという

ふうな流れで来たという記憶があります。10年過ぎて難聴区域がどのような、その段階で難聴区域の解消ということで要望を多々してきましたけれども、先ほどのご答弁で85%程度と。そうすれば、今現在でも恐らく、たまたま私が把握している分であれば、地元の九艘泊とか源藤城のほうがどうなっているのかなということで、今ちょっとお尋ねしたわけですがけれども、85%とすれば、脇野沢に限らず、例えば大畑地区であれ川内地区、そこら辺にまだ聞き取れない、聞こえない地区があるという解釈でよろしいのかどうか。

それから、ポスターにつきまして、たまたま私どもの市議会議員の選挙の話になりますけれども、合併して19年、23年、27年ということで、毎回この3回の選挙で、過去3回ともポスターの枚数が違っておりますので、それは要するに自由裁量でよいのかと、設置場所の話。今基準大体わかりましたけれども、例えば平成23年に市議会議員選挙をやったときと、昨年やったときからいけば、脇野沢の話をしみると、たしか5カ所ほどの減という形になっていましたので、一つの例としまして。当時脇野沢でいけば、今ちょっと記憶は定かではありませんけれども、ほとんどの選挙が二十数カ所、とにかく30カ所を切る程度の設置場所でしたけれども、合併して四十数カ所になったわけですね。もとに戻ったというのが正規のほうなのか、そして昨年の選挙でいけば、五、六カ所減になったと。これ市全体でいっても減になっているのかなという思いで今やっていたので。そうすれば、今事務局長言いましたけれども、ここに看板があって、すぐそばにあったと。前回の平成23年の選挙のとき、物すごく印象あったものですから、今確認したのです。無駄だなと思うところが何カ所もあったということは今私質疑しているのですけれども。全額今の国からの補助金なり交付金で来るだろうと思っておりますけれども、何か少し無駄なところの削除、削減すべきだなという思いで今しましたので、そういうことであります。できましたら、エフエムのほうは答弁お願いします。

○委員長（菊池光弘） 広報室長。

○総務政策部政策推進課長広報室長（松谷 勇） お答えいたします。

現在エフエムアジュール放送の世帯数のカバー率となりますけれども、84.3%となっております。難聴区域につきましては、川内地区におきましては湯野川、畑、大畑地区におきましては赤川、奥薬研、薬研、脇野沢地区につきましては九艘泊となっております。また、一部難聴区域となりますと、川内地区では蛸崎、宿野部、戸沢、大畑地区では木野部、脇野沢地区では小沢、蛸田の地域となりまして、この件につきましては、事業者とそのカバー率をふやすよう適宜協議を随時しております。



以上です。

○委員長（菊池光弘） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 難聴区域に関しましては、当然時間がかかるだろうと思いますけれども、市長よく言う事業効果、経済効果というふうになれば、数軒のところという形になるかもわかりませんが、できるだけ解消するよう、期間、日数かかるだろうと思います、金ももちろんかかるだろうと思いますけれども、難聴区域の解消をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 総務費、大分時間かかったので、やめたいのですけれども、1点だけお聞きします。

ふるさと納税関連費、新年度は5,000万円ほどのふるさと納税を予定しております。そのために、2,100万円ほどの経費がかかっていると。これ当然納税してもらった人に贈り物をするのでしょうけれども、私は去年、その松本川内庁舎所長と一緒に東京のむつかわうち会に行ってまいりました。その中に、やっぱり二、三名ほどふるさと納税している人がございます。その後、また松本所長と2人で、ぜひまたふるさと納税お願いしますと、皆さんにパンフレットを配布してまいりました。

そこで、5,000万円の予定で2,000万円以上の出費があるということは、5,000円納税してもらおうと2,000円のものをやると。それに、1万円納税してもらおうと4,000円のものをやると。その納税額によって送るものが、これ違うのですか。それ1点だけお聞きします。

○委員長（菊池光弘） 企画調整課長。

○総務政策部政策推進監企画調整課長（光野義厚） 半田委員のお尋ねにお答えいたします。

納税額によって送る商品が異なるかということでございますけれども、今納税した場合の商品として、26種類の商品を準備しております。1万5,000円の場合は1つの商品、それから3万円の場合は3品、それから10万円の場合はその3品プラス特選品ということで、さらに4品を追加して送っているというような状況です。

○委員長（菊池光弘） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） ふるさと納税してくれる人は、それはもらったことにはこしたことはない。でも、そんなに物が欲しくてふるさと納税しているわけではないのです。私東京の人に聞いたら、この地域の情報がわかればいいのだと。例えば広報むつとか、どういう行事をやっているかと、そういうふるさ

との香りがほしいというのです。だから、そんなに無理して高価なものを私は送る必要がないと思うのです。せっかく厚意でふるさと納税してくれる人に、その半分ぐらいのものを送ったら、ふるさと納税した人も、余り私は、いや、果たしてこんなに貢献しているのかどうかと、ふるさとに対してそんなに貢献しているのかと、そう思う。ちょっと余り、3,000円から5,000円、それにその送る時期は、納税してもらったらすぐ送るのですか、それともお中元、歳暮の時期に皆一斉に送るのですか。それをちょっとお伺いします。

○委員長（菊池光弘） 企画調整課長。

○総務政策部政策推進監企画調整課長（光野義厚） ただいまのお尋ねですがけれども、納税してもらって、大体1カ月後以降に送付するようにしております。

大変失礼しました。地域の情報ということでございますけれども、それは今後検討していきたいと思っております。

○委員長（菊池光弘） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） それでは、今までは、ただ、物だけ送ったわけですね。それではやっぱり私はよくないと思っております。

それで、1回納税してくれた人の継続率。去年納税してくれた人が、ことしまたしてくれたのかどうか。ふるさと納税始めてから、もう3年、四、五年になるのだけれども、継続してふるさと納税してくれているのかどうか。それとも、1回したところが、またやめたと、また新たな人が来たとか、それを継続している人が何人、何%ありますか。

○委員長（菊池光弘） 企画調整課長。

○総務政策部政策推進監企画調整課長（光野義厚） 今資料のほうをちょっと持ち合わせておりませんが……

（「大体でいい」の声あり）

○総務政策部政策推進監企画調整課長（光野義厚） 大体ですか。ほとんどの方は1回なのですけれども、複数回連続で、もうふるさと納税スタート当初から継続的にやっている方も結構いらっしゃいますというような状況です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで第2款総務費についての質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時20分 再開

○委員長（菊池光弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第3款民生費について、理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） それでは、第3款民生費のうち、保健福祉部が所管いたします項目についてご説明いたします。予算書41ページをお開き願います。

まず、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費についてであります。これは、一般職員給与費のほか、民生委員児童委員協議会活動費補助金及び社会福祉協議会補助金が主なものでありまして、予算額は2億9,739万1,000円で、前年度より1,609万7,000円の増となっておりますのは、平成28年度末をもって計画が満了するむつ市保健福祉計画策定及び福祉バス管理運行に要する経費が新たに追加となったことが主な要因であります。

次に、第2目障害福祉費についてであります。これは、身体障害者、知的障害者、精神障害者のいわゆる3障害の自立支援に向けた各種福祉サービス等に要する経費と更生医療給付費及び重度心身障害者医療費助成事業などに要する経費が主なものでありまして、予算額は17億2,482万6,000円で、前年度より7,501万4,000円の増となっておりますのは、制度浸透に伴う障害福祉サービス利用者の増及び人工透析などの更生医療利用者の増が主な要因であります。

次に、42ページをお開き願います。第4目民生社会費についてであります。これは、青少年健全育成推進のための研修会開催費用や関係団体等への負担金や補助金が主なものでありまして、予算額は170万5,000円で、前年度より13万4,000円の増となっておりますのは、平成27年度から実施しております通学路等見守り事業におけるパトロールベストの購入数をふやし、地域における子供たちの見守り活動をより強化することとしたことによるものであります。

次に、43ページに移りまして、第9目障害支援区分認定審査会費についてであります。これは、下北圏域5市町村で共同設置しております当該審査会に要する経費でありまして、予算額は1,720万4,000円で、前年度より58万円の増となっておりますのは、障害支援区分認定審査会に携わる一般職員の給与費の増によるものであります。

次に、第10目臨時福祉給付金措置費についてであります。これは、平成26年4月から消費税率が5%から8%へ引き上げられたことによる影響を緩和するため、昨年に引き続き低所得の方々に対して支給するものであり、給付額

は1人3,000円で、対象者は1万5,000人を見込んでおりました。予算額は7,355万9,000円で、前年度より3,863万7,000円の減となっておりますのは、前年度の給付額が1人6,000円のところ、1人3,000円に減額となったことによるものであります。

次に、44ページをお開き願います。第11目生活困窮者自立支援費についてであります。これは、平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に伴い、必須事業とされた生活困窮者を対象とした相談支援事業及び住居確保給付事業を実施するものでありまして、予算額は439万5,000円で、前年度より64万6,000円の減となっておりますのは、パソコン借上料の減、住居確保給付金の減などによるものであります。

次に、第12目年金生活者等支援臨時福祉給付金措置費についてであります。これは、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者に対し、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給するものであり、給付額は1人3万円で、対象者は1,500人を見込んでおりました。予算額は4,800万1,000円となっております。

次に、45ページに移りまして、第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費についてであります。これは、一般職員給与費のほか、老人ホーム措置入所等に要する扶助費、介護保険特別会計への繰出金、敬老事業に要する経費、老人福祉サービスの事業委託料及び老人クラブ連合会等に対する補助金などでありまして、予算額は11億2,224万2,000円で、前年度より1,275万7,000円の増となっておりますのは、介護保険特別会計への繰出金の増が主な要因であります。

次に、第2目老人憩の家管理費についてであります。これは、福寿荘、禄寿荘、長寿荘のいわゆる老人憩の家3カ所の維持管理に要する経費でありまして、予算額は861万7,000円で、前年度より170万4,000円の減となっておりますのは、維持管理経費の節減によるものであります。

次に、46ページをお開き願います。第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費についてであります。これは、一般職員の給与費のほか、ひとり親家庭等医療費給付事業費及びなかよし会の支援員賃金を含む放課後児童健全育成事業費が主なものでありまして、予算額は2億3,640万3,000円で、前年度より616万6,000円の減となっておりますのは、ひとり親家庭等医療費給付事業費及び放課後児童健全育成事業費が増となる一方で、キッズパーク運営に係る経費を第8目に新設し、移したことが主な要因であります。

次に、47ページに移りまして、第2目児童手当措置費についてであります。これは、中学校卒業までの児童を養育している方に支給される児童手当に係

る経費でありまして、予算額は7億1,703万2,000円で、前年度より5,345万6,000円の減となっておりますのは、支給対象となります児童の減によるものであります。

次に、第3目児童扶養手当措置費についてであります。これは、母子・父子世帯等、いわゆるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るために支給する児童扶養手当に係る経費でありまして、予算額は4億743万7,000円で、前年度より429万9,000円の減となっておりますのは、支給対象となります児童の減によるものであります。

次に、第4目少年センター費についてであります。これは、少年指導員の街頭・巡回指導等の報酬と費用弁償などのむつ市少年センター運営事業に係る経費でありまして、予算額は136万2,000円で、前年度より2万1,000円の増となっておりますのは、少年指導員活動の充実に伴う指導員報酬の増によるものであります。

次に、第5目保育所総務費についてであります。これは、保育所の入所決定等の事務に係る経費でありまして、予算額は252万1,000円で、前年度より52万4,000円の増となっておりますのは、保育所利用料の収納促進を図るため、新たに利用料納付書等の配布業務を委託することとしたことが主な要因であります。

次に、第6目保育所費についてであります。これは、主に法人立保育園14カ所の運営費及び幼稚園、認定こども園5カ所の施設型給付費でありまして、予算額は17億2,160万1,000円で、前年度より2億4,584万7,000円の増となっておりますのは、昨年4月から施行されました子ども・子育て支援新制度における運営費等積算のための国の公定価格が増になったことと、公立保育所2カ所の解体、撤去工事費用を計上したことが主な要因であります。

次に、48ページをお開き願います。第7目児童館費についてであります。これは、大畑地区の児童厚生施設であります中島児童館、湯坂下児童館、正津川児童館、3館の管理運営に要する経費でありまして、予算額は1,589万円で、前年度より8万2,000円の増となっておりますのは、建築基準法により3年ごとに報告が義務づけられている特殊建築物定期報告書作成に要する費用が生じたためであります。

次に、第8目キッズパーク管理費についてであります。これは、昨年4月にオープンいたしましたキッズパーク、愛称「ムチュ☆らんど」の運営に要する経費でありまして、予算額は834万1,000円で、前年度において第1目児童福祉総務費に計上いたしましたキッズパーク運営事業費をキッズパーク管理費として新たに設置したものであります。

次に、49ページに移りまして、第4項生活保護費、第1目生活保護総務費についてであります。これは、生活保護費支給事務に係る職員の給与費のほか、嘱託医の報酬などの経費でありまして、予算額は2億2,151万7,000円で、前年度より6,284万7,000円の増となっておりますのは、生活保護システムの更新が必要になったことが主な要因であります。

次に、第2目扶助費についてであります。これは、生活費や医療費等に困窮する被保護者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するための経費でありまして、予算額は24億1,742万5,000円で、前年度より873万8,000円の増となっておりますのは、介護扶助費や医療扶助費の増が主な要因であります。

以上が保健福祉部で所管しております民生費の予算案であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） それでは、第3款民生費のうち、民生部で所管しております項目についてご説明いたします。予算書42ページをお開き願います。

第1項社会福祉費、第3目国民年金費であります。国民年金費は、国民年金の資格取得及び年金の裁定請求など、各種届出の受け付けなどの法定受託事務、さらには年金納付に関する広報や各種相談業務に係る経費が主なものでございます。

次に、第5目交通安全対策費であります。交通安全対策費は、交通整理員の報酬、交通安全のための啓発、交通災害共済事務といったいわゆる交通安全対策経費、さらには交通安全関連団体への補助金などが主なものであります。

次に、第6目交通広場管理費であります。交通広場管理費は、児童・生徒の交通安全意識を高めるための広場管理費で、外部委託による経費が主なものであります。前年度と比較いたしまして、140万7,000円の減となっておりますが、これは利用状況を勘案し、これまで週5日開設していましたが、来年度からは土、日、祝日のみの開設としたことによるものでございます。

次に、第7目公害対策費であります。公害対策費は、公害対策審議会の運営費、市内河川等の水質検査に係る経費のほか、騒音・振動対策業務、さらには平成24年度から実施しております明神川水質改善事業に係る経費が主なものでございます。

以上が民生部で所管しております民生費の予算案であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎管理課長（坂井 隆） それでは、第3款民生費のうち、大畑庁舎で所管しております費目について説明いたします。43ページをお開き願います。

第1項社会福祉費、第8目総合福祉センター管理費についてでございますが、これは総合福祉センターの維持管理に要する経費でありまして、予算額2,557万4,000円の主なものといたしましては、第11節需用費の燃料費で409万円及び電気料で473万7,000円、上下水道料で422万4,000円、第13節委託料で施設の維持管理に要する業務委託料など1,227万円でありまして、前年度と比較いたしますと170万4,000円の減となっております。これは、主に燃料費の減によるものでございます。

次に、46ページをお開き願います。第2項老人福祉費、第3目老人福祉センター管理費についてでございますが、これは老人福祉センターの維持管理に要する経費でありまして、予算額583万円の主なものといたしましては、第11節需用費の水道料109万1,000円、第13節委託料で施設の維持管理に要する業務委託料等300万1,000円などでありまして、前年度と比較いたしますと21万9,000円の減となっております。これは、主に修繕料及び燃料費の減によるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけ願います。

47ページの保育所費であります。公立保育所解体工事費が4,700万円ほどあるのですが、これの内訳をよろしく願います。

それと、結構市の持っている施設で学校の統廃合した後の施設だとか、消防署の統廃合した施設だとか、いろいろまだまだ解体しなければいけない施設があるのですが、この保育所を早速こういうふうには解体したというのは、この理由を教えてもらえればなというふうに思います。願います。

○委員長（菊池光弘） 児童家庭課長。

○保健福祉部副理事児童家庭課長（掛端正広） お尋ねにお答えいたします。

この撤去費用ですけれども、横迎町保育所と新町保育所の2カ所を計画してございます。撤去理由ということでございますけれども、ここの2カ所は借地でございます。使用料がかかっているということもありまして、早期に解体ということになりました。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（瀨田栄子） 47ページの第3目児童扶養手当措置費に関連してお伺いいたします。

先ほどひとり親家庭、母子家庭、父子家庭の児童扶養手当と説明ありましたが、母子家庭、父子家庭の平均所得が出ておりましたら、お知らせください。

○委員長（菊池光弘） 児童家庭課長。

○保健福祉部副理事児童家庭課長（掛端正広） この平均所得については、児童家庭課としては特に把握しておりません。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 瀨田栄子委員。

○委員（瀨田栄子） どこか把握している部署はありますか。

○委員長（菊池光弘） 児童家庭課長。

○保健福祉部副理事児童家庭課長（掛端正広） どこかで確認ということですが、収入については基本的には税の申告ということになりますので、そちらのほうではわかると思いますけれども、当課においても調べればわかることですが、あえて平均とかそういうことはとっていないということでございます。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 瀨田栄子委員。

○委員（瀨田栄子） 平均をとると、生活の状況というのがわかると思いますので、とっておいてください。お願いします。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 49ページの生活保護費、私はこれはもう言いたくないのですけれども、このまま放っておくと年々、幾ら市が4分の1といえども、市の財政をだんだん圧迫していくのです、ますますふえていくのです。それで、ある市では、これに対する対抗策として、新聞にも出ましたよね、見回りパトロールするとか、そういう厳重な見回り体制をするという新聞報道がなされましたけれども、当むつ市では、不正受給者に対しては、どのような対策を持っていますか。

○委員長（菊池光弘） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事生活福祉課長（松宮康則） お答えいたします。

ただいまのお尋ねの趣旨は、先般新聞報道等あったかと思いますが、パチンコ店の見回りということであろうかと思えます。私も、それは見ておりましたし、生活保護の業務をやっている中では、市民の方からそういうような通報といいますか、苦情といいますか、そういうことを受けることも時にはござ



ざいます。ただ、パチンコをやることがイコール不正受給ということにはなかなかならないものでございまして、受給者の方の自由な裁量での消費ということでもありますので、最低生活を脅かさないような扶助費の消費という、そういう部分での指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（菊池光弘） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） これは人間的に最低保障の生活を送るという、憲法でこれは保障されているので、果たして最低保障というのはどこまでが最低保障なのか、前にも私お尋ねしたことがある。例えばテレビとか冷蔵庫は、これは今の時代ではしょうがないのだろうと。車とか、飲食店に飲みに行くとかパチンコというのは、最低保障とは言えないのだよね。そこで、ある見回りした地区では、それがかんにさわったというか、もうこれ以上は我慢できないというので、パトロールしているのです。私ども一般市民の感情から見ると、少ない年金で暮らしている人もいるのです。それが生活保護のほうが多いと、一般の年金者より。これは、とても腹に据えかねると、そういう苦情がたくさん何回もあるのです。だから、市のほうではどう対応しているのだと。余り簡単にくれ過ぎるのではないかと、甘いのではないかと、そういう苦情も、市民の声と言え、また市長怒るかもわからないけれども、これ本当に市民の声なのです。そういう市民の声が多いの。だから、私にしてみれば、市のほうではどのような対応をしているか。今の答弁で、そういうのは余り関知しないと、これちょっと市民感情として大変なことになるよ。やっぱりある程度のごことは、我々も努力していますということ、そういう答弁しないと、そういうのは個人の裁量だから関係ないとするなら、そういう答弁ではだめ。やっぱり我々も努力しますと、そういう答弁しなさいよ、できるでしょう。

○委員長（菊池光弘） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 半田委員のお尋ねにお答えいたします。

生存権というのは、これ憲法25条で認められているということでもありますけれども、この対応はやはり社会状況、あるいは社会情勢の変化によって、これは変わってくるものだと思います。そして、今ご指摘のあったようなお話は、私も直接市民の声ということで私宛ての投書等でもさまざま聞いているところがございます。我々としては、この生活保護受給者の方々、一方でこの生活保護の受給者の方といっても、物すごくたくさんいると思うのです。突然の事故に見舞われて、本当に働けなくなって、それで一生懸命、それでも子供を育てないといけない、そういう方もいますし、あるいはもしかしたらそうでない方もいるかもしれません。そういったことは、この市役所の生

活福祉課を中心にしっかりと指導しながら、今後市民の皆様にもご理解のいただけるような不正受給者対策ということをしかりとやっていきたいと思  
います。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。これで第3款民生費についての  
質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時44分 再開

○委員長（菊池光弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第4款衛生費についてですが、ここで委員会中ではありますけれど  
も、平成23年3月11日、午後2時46分に発生した東日本大震災において犠牲  
となられた方々をむつ市議会として追悼するため、地震発生時刻に合わせて  
1分間の黙祷をささげたいと思います。皆様には、ご起立をお願いいたしま  
す。

黙祷。

（黙 祷）

○委員長（菊池光弘） 黙祷を終わります。ご着席をお願いいたします。

次は、第4款衛生費について、理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） それでは、第4款衛生費のうち、保健福祉部が  
所管いたします項目についてご説明申し上げます。予算書の50ページをお開  
き願います。

まず、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費について  
であります。これは、一般職員給与費のほか、保健協力員の報酬、母子保健  
に係る事業費、乳幼児の各種健診費、乳幼児医療費給付事業費、下北医療セ  
ンター負担金及び国民健康保険特別会計への繰出金が主なものでありまし  
て、予算額は12億2,420万7,000円で、前年度より1億1,048万2,000円の増と  
なっておりますのは、主に国民健康保険特別会計への繰出金の増によるもの  
であります。

次に、51ページに移りまして、第2目健康増進費についてであります。こ  
れは、成人を対象とした健康診査及び各種がん検診の委託料あるいは健康マ  
イレージなどの健康増進事業に要する経費でありまして、予算額は7,780万  
9,000円で、前年度より203万円の増となっておりますのは、新たに実施いた

します健康リーダー育成事業を初め健康診査及び各種がん検診委託料の増が主な要因であります。

次に、第4目予防費についてであります。これは、乳幼児及び学童、成人及び高齢者の各種予防接種に係る委託料及び負担金が主な経費でありまして、予算額は1億5,256万6,000円で、前年度より266万2,000円の増となっておりますのは、インフルエンザ予防接種の助成対象に小児を追加したことが主な要因であります。

以上が保健福祉部で所管しております衛生費の予算案であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） それでは、第4款衛生費のうち、民生部が所管しております項目についてご説明いたします。予算書51ページをお開き願います。

第1項保健衛生費、第3目老人医療給付費であります。老人医療給付費は、後期高齢者医療制度に関する経費で、療養給付費及び事務費に係る負担金、さらには低所得者に係る保険料の軽減分に対する保険基盤安定のための繰出金などが主なものであります。前年度と比較しまして、423万円の増となっておりますが、これは実績等を勘案したうえで示された青森県後期高齢者医療広域連合による提示額の増によるものであります。

52ページをお開き願います。次に、第5目環境衛生費であります。環境衛生費は、スズメバチ等の害虫駆除、犬の登録事務及び狂犬病予防注射業務、さらには省エネ法の特定事業所としてのエネルギー管理業務などに係る経費が主なものであります。前年度と比較しまして158万9,000円の減となっておりますが、これはスズメバチの駆除業務の減と平成27年度に実施したエネルギー回収業務が終了したことによるものであります。

次に、第6目斎場管理費であります。斎場管理費は、文字どおり市内4カ所の斎場に係る維持管理及び改修に係る経費を計上しております。前年度と比較しまして、3,624万円の増となっておりますが、これはむつ市斎場の内装改修工事を計上したことによるものであります。

次に、第7目墓地公園管理費であります。墓地公園管理費は、年間を通した管理業務に係る経費が主なものとなっております。前年度と比較しまして、832万6,000円の減となっておりますが、これは平成27年度に実施した通路のアスファルト舗装工事が終了したことによるものであります。

53ページに移りまして、第2項清掃費、第1目清掃総務費であります。清掃総務費は、一般職員6人分の給与費のほか、市内8カ所の公衆トイレに係る維持管理経費が主なものとなっております。

次に、第2目じん芥処理費であります。じん芥処理費は、家庭から出された一般廃棄物の収集運搬業務費、市指定ごみ袋の作製等に係る事業費、市内の各地区に点在する最終処分場の維持管理経費、ごみ処理及びし尿処理業務に係る下北地域広域行政事務組合の負担金が主なものとなっております。前年度と比較しまして、2億5,851万2,000円の減となっておりますが、これは脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去事業が完了したことと、じん芥処理に係る下北地域広域行政事務組合負担金が減額されたことによるものであります。

以上が民生部で所管しております衛生費の予算案であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（川森浩史） それでは、第4款衛生費、第1項保健衛生費のうち、下水道部が所管いたします第8目環境整備費についてご説明いたします。予算書の52ページをごらんください。

この予算は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的として、既設の単独処理浄化槽、または既設のくみ取り便所から合併処理浄化槽に設置がえするものに対しまして、むつ市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱に基づきまして補助金を交付するものであります。平成28年度は前年度より1基少ない44基分、690万円を予算計上しております。ほかに消耗品や青森県浄化槽推進協議会の会費と負担金、合わせて694万9,000円を予算計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 1項目4点についてお伺いしたいと思います。

51ページ第2目の健康増進費の健康リーダー育成事業、これ新規メニューで健康マイレージに続く市民参加型の健康増進メニューかと思うのですが、この中で4点ほどお伺いしたいのは、このリーダーを養成するという講習期間、どれぐらいのリーダーを養成する期間を要するのか。どこでやるのかというのは、分庁舎のある旧町村でも行えるのか。大畑、川内、脇野沢でもやれるのか。それと、その講習の時間、多分夜になるかと思うのですが、そういうふうにするのか。また、一番最後のほうに経費の一部を助成しますとあるのですが、この経費というのは、想定される経費というのは何なのか、4点についてお伺いいたします。

○委員長（菊池光弘） 健康推進課長。

○保健福祉部健康推進課長（工藤和彦） 佐賀委員のお尋ねにお答えいたします。

この健康リーダー育成事業の30万円というのは、ほとんどが補助金でございます。こういった健康リーダーを育成するかといいますと、主に現役世代を対象といたしまして、リーダーを育成いたします。その研修ですけれども、研修期間ということで、実はこの3月に健やか隊員育成プログラムというところを行いまして、定員50名で行うわけですけれども、こちらを受講されて修了された方を対象に、新年度健康活動を行うことに対して助成をしようというものでございます。これは、場所としては、下北文化会館で行うわけですけれども、時間は1日のコースになっております。この修了した方が、この新年度において、職場や地域、あるいはグループでいろいろな健康活動が考えられると思いますので、それを申請していただいたものに対して助成をするというふうな経費となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（菊池光弘） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） わかりました。以前に健康の何とか事業で50名の方というのですが、例えば各地区、脇野沢ですとか川内ですとか大畑と、その講習を受けた方に人口のばらつきがあれば、ある意味余りよろしくないのかなと。というのは、やっぱり各地区にそれなりの人数がいて、リーダー的に職場ですとか、その地域でできたほうが望ましいのではないかと。

今後において、またそういうような募集ですとかして、その地域ごとにある程度何名か置けるような、またできるようなものを考えているのかどうか、1点だけお伺いいたします。

○委員長（菊池光弘） 健康推進課長。

○保健福祉部健康推進課長（工藤和彦） この健やか隊員育成プログラムというのは、とりあえず3月に行うわけでございますけれども、その活動状況を見ながら、またさらに50人だと少ないわけですので、今後検討してまいりたいと考えております。もちろん地域性とかそういったことも勘案しつつ、検討してまいりたいと考えております。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 53ページの第2目のじん芥処理費なのですけれども、そこに不法投棄対策事業費39万7,000円載っているのですけれども、これは年間で不法投棄の処理費が大体このくらいかかっているということですか。わからないですか、もう一度言いますか。53ページに第2目のじん芥処理費の中に不法投棄対策事業費とあるでしょう。それは、例えば不法投棄したものを処理するための予算だと思うのだけれども、年間どのくらい不法投棄があ

るのですか。

○委員長（菊池光弘） 環境政策課長。

○民生部環境政策課長（成田 司） お尋ねにお答えします。

不法投棄、この部分は林とか農道沿いとかに不法投棄されたものを片づけておりますけれども、前年実績をもとに金額を出しております、1回当たり運搬費とか収集費かかるのですけれども、その都度経費かけていますので、件数としては年間4件ほどになるかと思えます。

○委員長（菊池光弘） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 実は、下北地域広域行政事務組合のほうに若干かかわるのですけれども、この4月から、今までトラックで持っていったものが、今度は行政のほうに連絡しなければならないということになるそうですけれども、地元の、これ市民からの声ですけれども、そうなれば、若い人たちはいいのですけれども、結構高齢者の人たちがなかなか連絡するのが難しいということで、私は、これはもうどうしようもないくらいの不法投棄があるところも見ていますのですけれども、海岸線です、そういうことがあって、それが拡大しないのかなというような危惧もしまして、本当にこのぐらゐの金額で済んでいるのか、本当に不法投棄がきちんと、市民からの声で、になると思うのだけれども、行政でそういうことをきちんと調べて、巡回して回っているのか、その辺も含めてお知らせください。

○委員長（菊池光弘） 環境政策課長。

○民生部環境政策課長（成田 司） お尋ねにお答えいたします。

不法投棄に関しては、県のほうで監視員を指定しております、5月からになりますけれども、毎月報告を受けて確認をしております。そのほかにも通報等あった場合は、その場所を確認したうえでの回収も行っております。そのほかに一般社団法人青森県産業廃棄物協会さんのほうで年1回、大規模な不法投棄現場の回収を行っております、今年度も1カ所、来年度も1カ所やる予定になっております。

それから、4月から予約制ということになりますけれども、下北地域広域行政事務組合との協議の中で、ある程度の期間は当日行っても受けられる体制をとってくれるというふうにお話を聞いております。

○委員長（菊池光弘） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 今の答弁の中で、ことし1カ所、大規模な不法投棄、来年1カ所という答弁しました。そういう不法投棄があっても、市としてそういう形しか処理の仕方はできないのですか。大規模な処理をことし1カ所、来年1カ所ということもあるということでしょう。

○委員長（菊池光弘） 環境政策課長。

○民生部環境政策課長（成田 司） お尋ねにお答えします。

大きいところに対しては、市としては予算使っておりませんで、協会のほうからの希望を募ったうえで市が要望して回収している状況にあります。ただし、箇所数は確かにいっぱいあると思うのですけれども、さらにあそこの終わったところに関しては看板等を立てて、またそこに不法投棄されないような予防措置もしております。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 私も、53ページのじん芥処理費のところでも1つ質問いたします。

ごみの分別方法ですけれども、できたら私もリサイクル率をずっと高めていきたいなと思っていますけれども、ことしも昨年度と同じような回収方法でしょうか。それとも、またもう一つ分別をふやすような考えはないですか。

○委員長（菊池光弘） 環境政策課長。

○民生部環境政策課長（成田 司） お尋ねにお答えします。

来年度においても分別の種類は変更ありません。ただし、今後ごみ量の変動によっては変更する可能性は出てくるかと思えます。

○委員長（菊池光弘） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 細かいプラスチックごみ、トレーなんかは回収しておりますけれども、そういったものに対しても検討する考えは今のところはないのですか。

○委員長（菊池光弘） 環境政策課長。

○民生部環境政策課長（成田 司） お答えします。

白色トレーにおいても、ごみのカレンダーを見ていただければ回収日を指定しておりますので、よろしく願います。

○委員長（菊池光弘） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） それはわかっております、私もいつも出しておりますので。それ以外のプラスチックごみというのがあるのです。そういったのをほかの地域では、もうどんどん回収しているのですけれども、こちらとしては、むつ市としては全然検討はしていないのかということで今お聞きしました。

○委員長（菊池光弘） 環境政策課長。

○民生部環境政策課長（成田 司） お尋ねにお答えします。

今委員がおっしゃったのは、容器包装にかかわるプラスチックごみかと思えますけれども、以前にも検討してまいりましたけれども、現在は燃えるごみとして回収しております。しかし、今後リサイクルを含めた中では検討し

てまいりたいと思います。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 私も、53ページのじん芥処理費についてです。今せっかく市長がいるので、これは市長でなければ答弁できないことを質問したいと思っています。

ごみ収集運搬事業費、これ幾らか予算減額になりましたけれども、これはコースが減なのか、それともごみの量が減ってコースが減になったのか、それを教えてください。それで、今運搬する業者、市内に何社あるか、それちょっと部長、お聞かせください。

○委員長（菊池光弘） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 今2点ほどのお尋ねだったと思います。ごみ収集運搬事業費が、ことし600万円ほど予算下がっておりますが、それはかかる経費の積算において下がったといことで、コースが変更するとかという予定ではございません。

あと中の燃料費等の積算において、少し減になったということでございます。

あと会社のほう、収集運搬事業の会社ということですね。22社というふうに把握しております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） コースはそのままだから、恐らく私の記憶では26コースぐらいあると思うのです。それでむつ市内に22社と。普通だったら、各社に必ず少しは当たる割合になっているのです。計算上でいけばそうなのです。26あって22社だから。ところが、毎年当たらない業者が出てくるわけなのです。その人は、本当に、もう来年はうちかな、来年はまたうちかなと、各社がそう思っているわけです。だから、私は前にも言ったとおり、これそのために会社で設備投資もできない、車を新しく買うこともできない、人を雇うこともできない。本当に不安定なもの。だから私は前にも、宮下前市長にも、もう随意契約にしたほうがいいのではないかと。10年間入札しましたので、ある程度もう価格はこれ以上下がらないのです。一番今がちょうどいい価格なので、私は随意契約にしても何ら市民に不利益を与えることはない、そう思っています。何か随意契約すると、市民に不利益を与えるということで、かたくなに拒否したことがあるけれども、ある程度はもう、10年間入札して、これ以上は下がりませんよ。だから、もうそろそろ業者のことも考えて、私は随意契約にするべきだと、そのように思っています。



前から除雪とごみ収集は、これは市の責任ですから、国の法律でもう決まっているのですから、これをただ事務委託、業者に委託しているだけの話です。これは私は市の判断でどのようにもできると思うのですけれども、市長の考えを聞きたい。

○委員長（菊池光弘） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 半田委員のお尋ねにお答えいたします。

まず、随契ができないかという話ですけれども、廃掃法上は、この廃棄物の収集運搬業務というのは、これは市の業務でありますから、法的には、これは私は可能であるというのが見解であります。そのうえで、今すぐに随契にできるのかという議論があると思いますけれども、こちらについては、今現状入札でやっているというのはそのとおり。それがさらに、もう価格が固定されているかどうかという、それは別の議論になると思うので、それについては申し上げられないわけですが、今後ごみの量が減る、あるいはごみの分別の方法が変わる、そして今あるごみ処理施設が新しくなるという中では、これは当然ながらコースの見直しというのも行っていかなければいけないと思っています。そうした中で、今後随契にするのか、あるいは入札でいくのかということを考えていかなければいけないと思いますし、私は、今半田委員のおっしゃっていただいた懸念というのはそのとおりだと思っていて、要するに業者が、この地元の業者が持続可能な形で収集運搬業務をやっていくということは私も必要であろうかと考えておりますので、そうした総合的な判断をするための検討を今行っているということでご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（菊池光弘） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 市長の考えがよくわかりました。

ごみ収集、本当は嫌な仕事なのです。いやいや、本当に、嫌でしょう。それを幾ら仕事とはいえ、やってくれて、今までむつ市のためにやっている仕事なのです。私は前からしゃべっている、除雪とごみ収集は、これは市の仕事だと思うのだということで、除雪はみんな全部随意契約、何でごみだけが入札になるのかなと私は前から不思議に思っていたのです。ただ、今市長の話聞いて、これからごみが少なくなると、コースも圧縮されると。そうすると、ますます私は仕事ができない業者が出てくる懸念が、不安になってきました。ひとつその点も踏まえて、そうなったらもう各社1コースということで、思い切って随意契約やったほうがいいです。どう思いますか。決断してください、決断。できないか、まだ。

○委員長（菊池光弘） 市長。

- 市長（宮下宗一郎） 先ほど答弁したとおりでございます。
- 委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。川下八十美委員。
- 委員（川下八十美） 今大事なところですから、市長、もうちょっとおつき合いしてください。

かなり前進した今答弁でありましたけれども、ご承知のとおり我がむつ市にはごみ収集業者の組合が3団体あるわけなのです。どことどことどこと言うと、中身はあれしますが、私はその前段として、今年度の入札方法は、各組合、3団体の組合が入札に参加する形を市の行政のほうでとることが、今最終的には随意契約に持っていく一つの段階だと思うのです。今の段階は、2組合は組合として入札に参加し、1組合の場合は4社が個々の入札に参加するから、その権利はそれは当然ありますけれども、入札の結果は今言うようにばらばらで、とれない業者も出てくる。とれない、例えばA組合の14社ある組合の中で、とれなければ組合でその賦金を積み立てて、その1業者を1年間擁護していかなければいけない、組合ですから。ですから私は、市長、これ大事なことです。今回だって、総体的には22億円の予算でしょう。それに2億5,000万円も減額になっておる。そうすると、当然各組合の組合員への配分がなかなか大変だと思うのです。ですから、ことしの入札は3組合の組合の資格で入札させるような方法をとられるのが、市からそういう入札方法を提示することによって私はできると思うのですけれども、肝心なところですから、市長、どうですか。

- 委員長（菊池光弘） 市長。
- 市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

話の前提として、入札がとれるかとれないかということを経験する場では私はないと思うのです。そうした中で、このごみ収集運搬の業務は、業者、事業者のことを先ほど半田委員のところでも答弁しましたがけれども、持続可能な形でやってもらうということがむつ市にとって必要なことだというのは、それは一方である中で、これは市民の生活に大きく関与、関係するところがございます。今、先ほど私が申し上げたような検討はしているものの、現時点での結論には至っていないということでもありますので、来年度1年間しっかりとこれを議論するということを申し上げたいと思いますけれども、少なくとも4月からの入札については、現時点で変えることは難しいということでご理解をいただきたいと思います。

- 委員長（菊池光弘） 民生部長。
- 民生部長（柳谷孝志） 毎回このごみ収集運搬にかかわる契約の際は、前から、以前は組合入札ということでお願いした経緯もあるわけなのですが、な

かなか法律上の問題もありまして、そういうことには至っておりません。今でも会社個々で契約いたしますから、組合でいたしますかというふうなことで事前にお伺いして、これまでのような契約方法になっているというような状況にあります。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 川下八十美委員。

○委員（川下八十美） 実情はそのとおりなのです。だけれども、2組合は組合入札をいたしておるのです。たとえ今言うように十何社あったとしても、組合で入札に参加して組合で配分。こういうことは余り言いたくないけれども、1組合の場合は、各個の事業者の入札になるわけです。ですから、これは行政のほうでも3組合があるわけだから、共通の場に立って組合としての入札をしていけるように、これは市がそういう方針を示せば、1企業の存在は、これは法的に大事なことだけれども、組合が存在しているわけですから、3組合を入札の単位資格とするというふうな方向にいければ、私はそれは是正できると思いますけれども、そここのところはもっと研究されたらよろしいかと思います。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

私も同じくじん芥処理費ですが、その中のじん芥処理費がこの予算では12億5,000万円と、前年度に比べると大体今8,000万円ほど少なくなっております。昨年度聞いたときは、ふえたのが電気料だとかガス代、LPGが上がったというふうな説明で負担がふえたということですが、今回は逆に結構オイルが安くなっておりますので、その影響で8,000万円の減となったのかどうかお聞きいたします。

○委員長（菊池光弘） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） お尋ねにお答えします。

主な原因は、燃料費の減ということでございます。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。石田勝弘委員。

○委員（石田勝弘） 4点ほどお尋ねいたします。

50ページの保健衛生総務費の中で喫煙対策事業費7万5,000円、予算は少ないのですが、来年度からはたばこを吸わないようにというような、この敷地内、そういう形になるわけですが、これはどういう内容なのか、事業費についてお知らせください。

それから、次に第5目の環境衛生費、次のページ、省エネ法関連事業費46万9,000円、この内容について。

それから、第7目の墓地公園管理費の中で、これは毎年お墓を何基か造成していると思いますが、ことしは何基する予定か、わかりましたらお願いします。

それから、最後はじん芥処理費。先ほど環境政策課長から、家庭からのごみの持ち込みとかそういうものは4月から予約制であります。当分の間は対応するというお答えであったように記憶しておりますが、当分の間というのはどのぐらいかということをお聞きします。

○委員長（菊池光弘） 健康推進課長。

○保健福祉部健康推進課長（工藤和彦） お答えいたします。

喫煙対策事業費の7万5,000円の内容ということですが、これは啓発活動なんかを実施する際の指導パンフレットや共済等でございます。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） お尋ねにお答えします。

省エネ関連事業費の内容ということだったと思いますが、これは省エネ法でむつ市が市の事務事業によって排出された排出量を報告する義務が、特定事業者としてありまして、それに係る経費ということでございます。

第7目の墓地公園管理費に関しましては、毎年その墓地公園を広げているということではありませんが、この墓地公園整備事業費として来年度は80区画新たに造成する計画としております。じん芥処理費に関しまして、当分の間ということですが、これはここまでというふうにはっきり決まっているわけではございませんで、今回の取り扱いの変更によって、多少混乱する部分もあろうかと思っておりますので、その辺は落ちつくまでというふうな形であります。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで第4款衛生費についての質疑を終わります。

ここで、3時30分まで暫時休憩いたします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時30分 再開

○委員長（菊池光弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第5款労働費について、理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（高橋 聖） それでは、経済部が所管しております第5款労働費、第1項労働諸費についてご説明いたします。予算書の54ページをごらんください。

まず、第1目勤労青少年ホーム運営費についてであります。これは勤労青少年ホームの管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、13節委託料で施設の管理及び施設の清掃業務に要する経費などとなっております。前年度と比較いたしまして、72万円余りの減となっておりますが、これは需用費及び委託料の減などによるものです。

次に、第2目労働諸費についてであります。これはむつ市シルバー人材センターに対する補助金及びむつ下北地区雇用対策協議会への負担金などとなっております。前年度に対して6万円余りの減となっておりますが、これはシルバー人材センターへの補助金の減などによるものです。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 若干お聞きいたします。

勤労青少年ホーム、建ってから何年たつたのか。それから、現在使用されている状況等も、もしよければお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（菊池光弘） 商工観光課長。

○経済部副理事商工観光課長（金澤寿々子） 菊池広志委員のお尋ねにお答えいたします。

勤労青少年ホームは、昭和46年に建築されておりますので、ことしで45年目を迎えております。かなり老朽化のほうは進んでいる状態ですが、利用状況につきましては、平成26年度で8,129名の利用がございました。

○委員長（菊池光弘） 菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 私も今60歳の還暦になるのですけれども、この還暦の私が10代のころから勤労青少年ホームのほうは利用させていただいたというような経緯がございます。私といたしましても、もう四十数年たっているというようなことで、今の状況が続いて、最後の最後にはどうなるのかということが私にはちょっと想像しがたいのですけれども、何かしらこのことについて、今後これらの施策を通じて、例えば新しくするとか、そういうような形がとられるような方向にあるのかなのか、そのこともちょっとお聞きしたいのですけれども、お願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 副市長。

○副市長（新谷加水） 今お答えいたしましたように、45年経過して、非常に

老朽化も進んでいるということがあるわけでございますけれども、8,129名という、そういう利用状況もあると。

ただ、この施設のいわゆる建設目的というのからすると、大分ずれているといえますか、勤労青少年ホームと、こう名前がついているのですけれども、実際には勤労青少年が利用しているということではない。ほとんどはお年を召した方という格好にはなっているわけですし、その名前がふさわしくないという状況にはあるわけです。

とはいいまして、これだけの利用者があるというふうなことがありますので、今のところはだましだまし活用しているということでございますけれども、この施設を建て直すというふうな状況には、勤労青少年ホームという、そういうスタイルでの建て直しというふうなことは、今はちょっと考えられないというふうな状況でございます。

新体育館建設というふうなこともございますので、代替施設というふうなこと、公民館が近くにあるということはありませんけれども、この方々が運動できるといいますか、利用できるという状況をつくり出すというふうなことは、パーフェクトに、完全にはいかないまでも、代替施設というようなことも、新体育館ひっくるめ検討しながら、ソフトランディングさせていくというふうな格好では考えているというふうなことでございます。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 菊池広志委員。

○委員（菊池広志） お話しされたことはよくわかります。ただ、この勤労青少年ホームそのものなのですからけれども、私もちょっとわからないのですけれども、できたときの、どういう関係でこのホームができたのか。また、これは市で統括しながら、そして市の予算でもってつくっていくものなのか、またつくった当初はどちらのほうの予算でつくったのかというの、ちょっと私存じ上げません。

ただ、先ほど副市長がおっしゃられたとおり、勤労青少年ホームではないと。私が行ったところにも、もう私の年上の方がたくさんおられました。大体70歳くらいから60歳、55歳くらいの方々がフルに利用されていると思います。また、当然女性の方もお花の会とかなんとかで使われていると思うのですけれども、そもそも建ったいきさつから持っていくと、新しくすることはできないにしても、次のそのような若者が利用したいというようなニーズは変わらないものと考えております。そういう意味からも、つくられた経緯そのものが私にはちょっと理解ができないものですから、もしよろしければ、理解できるような説明をいただければなというように思います。県のものなのか、

また国のあれでもってできたのか、それとも市のもので、市がつくったものかというようなことの、その部分をぜひ教えていただきたいなと思います。

○委員長（菊池光弘） 商工観光課長。

○経済部副理事商工観光課長（金澤寿々子） お答えいたします。

勤労青少年ホームは、昭和46年に建築されておりますが、ちょっと私今確かな法律の名前は出てきませんが、その中で、勤労する青少年の健全な育成と福祉の増進を図り、もって労働生産性の向上に資するためとかと、そういうような中で、そのようなホームをつくることに努めるというようにたしか内容のものがございました。

この当時は、やはり社会的な情勢もあったと思うのですが、全国的にいろいろ建築されていたようでございます。ただ、現在は社会状況も変わってきておりまして、現在県内には11施設残っているのですけれども、どこも実は会議のほうに参りますと、うちのほうと同じような、はっきり言いまして、利用者年齢が上がっているとか、そのようなことは聞いております。

うちのほうも、平成16年度からは本来の勤労青少年の方のための自主事業というものは行っておりませんで、貸し館業務のような運営の仕方になっております。これからどうのこうのということになりますと、建物の状況を見ながらということでは先ほど副市長がお答えしたようなことで、庁舎管理の中に今ファシリティマネジメントといたしまして、全般的にホームだけではなくていろんな施設、老朽化してきている施設とか、そのようなものを全般的にこれからどうしていくのかということでは検討している部署がございますので、その中でまた今後の方針は決まっていくものとは思いますが、確かにうちのほうも利用者の年齢層とかというものは調査はしております。はっきり言って、中高年の方とかの利用ということは見受けられますけれども…

（「聞きたかったのはつくったとき、当初のこと」の声あり）

○経済部副理事商工観光課長（金澤寿々子） 当初は市です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで第5款労働費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 3時39分 休憩

午後 3時40分 再開

○委員長（菊池光弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第6款農林水産業費について、理事者の説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（工藤初男） それでは、農業委員会が所管しております第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費についてご説明いたします。予算書55ページをごらん願います。

第1目農業委員会費の本年度予算額は、1,907万2,000円を計上しております。主なものといたしましては、1節報酬で農業委員30名の委員報酬、9節旅費で農業委員に係る費用弁償等であります。前年度予算額1,890万3,000円と比較いたしまして、16万9,000円の増額、伸び率で0.9%の増となっております。増額の主な要因は、13節委託料の農地情報管理システム保守業務委託費の増によるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（菊池光弘） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） それでは、第6款農林水産業費のうち経済部が所管するものについてご説明いたします。予算書の55ページをごらんください。

まず、第1項第2目農業総務費についてであります。これは農林業を担当する職員の給与及び牛の首、滝山の農村公園の維持管理に要する経費等でありまして、主なものといたしましては、2節給料から4節共済費までの一般職員の給与費のほか、農村公園の管理清掃業務委託料などとなっております。前年度と比較して1,534万円余りの増額となっておりますが、これは職員の増に伴う給与費の増などによるものであります。

次に、第3目農業振興費についてであります。これは中山間地域に対する交付金等新規青年就農者に対する給付金、農地利用の集積、集約化に対する交付金及び脇野沢農業振興公社に関する補助金、貸付金に要する経費で、主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金で青年就農給付金、脇野沢農業振興公社に対する補助金、21節貸付金で脇野沢農業振興公社への貸付金などとなっております。前年度と比較して256万円余りの減額となっておりますが、これは湯野川ガラスハウスの解体に係る工事請負費の減額などによるものです。

次に、56ページの第4目農地費についてであります。これは小規模水道施設の維持管理や農道、用排水路の補修、土地改良等に要する経費でありまして、主なものといたしましては、広沢農免農道横断排水路改修事業に伴う設計業務委託料及び工事請負費、ため池ハザードマップ作成事業の委託料などとなっております。前年度と比較して915万円余りの増額となっております。



すが、これは広沢農免農道及びため池ハザードマップに係る事業費の増によるものです。

次に、1つ飛びまして、第6目鳥獣対策費についてであります。これは野猿公苑の管理に関する経費及び農作物等の鳥獣被害対策に要する経費でありまして、主なものといたしましては、野猿公苑の管理人、鳥獣被害対策実施隊員等の賃金、電気柵の購入に係る原材料費及び捕獲用わなの運搬に必要な車両の購入費などとなっております。前年度と比較いたしまして、770万円余りの増額となっておりますが、これは新たな被害対策として実施するアニマルトラップ事業及びわな運搬車両の購入による増などによるものです。

次に、57ページ、第2項畜産業費、第1目畜産総務費についてであります。これは畜産業を担当する職員の給与及び市有牛貸付事業運営審議会に係る経費でありまして、主なものといたしましては、2節給料から4節共済費までの一般職員の給与費のほか、市有牛貸付事業運営審議会委員の報酬等となっております。前年度と比較して989万円の減額となっておりますが、これは職員数の減及び給与費の減などによるものです。

次に、第2目畜産振興費についてであります。これは施設の指定管理料のほか、水川目酪農振興基金に係る償還費の積み立てに要する経費でありまして、主なものといたしましては、13節委託料でいのししの館等の指定管理料、25節積立金で水川目酪農振興基金元金及び利子の積立金等となっております。前年度と比較いたしまして、1,114万円余りの増額となっておりますが、これは水川目酪農振興基金を原資として貸し付けした経営拡大資金が償還開始となったことなどから増となったものであります。

次に、58ページ、第3目牧野等管理費についてであります。これは市営牧野及び畜舎の維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、宮後牧野、川内第1牧野、瀬野牧野等の指定管理料及び用地の賃借料などとなっております。前年度と比較して228万円余りの減額となっておりますが、これは指定管理料及び備品購入費の減などによるものです。

次に、第3項林業費、第1目林業総務費についてであります。これは分収林、部分林の売り払いに係る経費及び地域森林計画対象林の管理に必要な情報システムの導入に係る経費でありまして、主なものといたしましては、13節委託料でむつ地区分収造林売払事業に係る毎木調査等委託料、森林GIS導入に係る業務委託料、23節償還金利子及び割引料でむつ地区及び川内地区における分収造林収益分収金などとなっております。前年度と比較いたしまして、227万円余りの増額となっておりますが、これは森林GIS導

入事業などによるものであります。

次に、第2目林業振興費についてであります。これは森林整備地域活動に係る事業及び木材工芸センターの維持管理などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、下北地方森林組合が行う森林経営計画作成に伴う支援として森林整備地域活動支援交付金、木材工芸センターの指定管理料などとなっております。

次に、第3目造林費についてであります。これは市有林等の整備に要する経費でありまして、主なものといたしましては、川内地区の直営造林事業、森林整備センター造林事業などとなっております。前年度と比較いたしまして、124万円余りの増額となっておりますが、これは直営造林事業費の増などによるものであります。

次に、59ページ、第4目林道費についてであります。これは既存林道の維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、林道宮後線補修工事の請負費などとなっております。前年度と比較いたしまして、130万円余りの増額となっておりますが、これは林道宮後線の工事請負費などの増によるものであります。

次に、同じく59ページ、第4項水産業費についてご説明いたします。まず、第1目水産総務費についてであります。これは水産担当職員の給与及び公用自動車の購入に関する経費で、主なものといたしましては、2節給料から4節共済費までの一般職員の給与費のほか、18節備品購入費等で公用自動車購入費などとなっております。前年度と比較いたしまして、200万円余りの増額となっておりますが、これは公用自動車の購入費の増などによるものです。

次に、第2目水産振興費についてであります。これは漁業共済掛金等に係る補助、60ページに移りまして、ホタテ、ナマコ、アワビ、タラなどの資源増大を図るための増養殖振興事業に要する補助及び関根浜地区の水産業の振興及び経営安定を図るための経費等となっております。前年度と比較して6,968万円余りの増額となっておりますが、これは関根浜沿岸漁業振興基金を活用した事業などの増によるものであります。

次に、第3目漁港管理費についてであります。これは漁港の管理に要する経費で、主なものといたしましては、照明設備等の電気料や修繕費などの漁港管理費、県漁港漁場協会の会費などとなっております。前年度と比較して733万円余りの減額となっておりますが、これは角違漁港浚渫工事や関根漁港の補修工事の完了に伴う減などによるものであります。

次に、第4目漁港施設整備費についてであります。これは県が管理する

漁港整備の地元負担金などでありまして、主なものとしたしましては、大畑漁港の水産流通基盤整備事業負担金、正津川漁港の水産物供給基盤整備事業負担金及びむつ地区3漁港の機能保全計画書を策定する水産物供給基盤機能保全事業に要する経費などとなっております。前年度に比較いたしまして、9,760万円余りの増額となっておりますが、これは新たに脇野沢漁港及び松川漁港等の整備事業とむつ地区水産物供給基盤機能保全事業などの増によるものであります。

次に、61ページ、第5目関根漁港施設整備費についてであります。これは関根漁港の整備を図るために要する経費であります。前年度と比較して、9,049万円余りの減額となっておりますが、これは漁村再生交付金事業の事業量の減、機能強化事業の完了に伴う減であります。

以上が第6款農林水産業費のうち、経済部が所管しているものであります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（菊池光弘） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 第6款農林水産業費のうち建設部で所管するものについてご説明申し上げます。予算書56ページをお開き願います。

第1項第5目地籍調査事業費についてご説明いたします。これは、国土調査法に基づく地籍調査に要する経費でありまして、平成28年度調査予定の中央一丁目地区0.21平方キロメートルに係る測量委託料など、予算額990万9,000円を計上しております。前年度予算と比較し、269万円の減となっておりますが、これは調査面積縮小による委託料の減によるものであります。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 今林業費等について見てみましたけれども、林業総務費の中に報酬と賃金ということで数字が出ています。水産に比べますと、給料という項目がないので、やはり林業専門の職員を配置しないというふうに考えるのですけれども、どうなのでしょう。粗末にされているような気がいたしますが、どうでしょうか。

○委員長（菊池光弘） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） ただいまの工藤委員のお尋ねにお答えいたします。

55ページにあります第6款第1項第2目の農業総務費、こちらのほうに農林業にかかわる職員の給与等がここに含まれておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 3点ほどお願いします。

まず、55ページの青年就農給付金がかなりふえておりまして、1,425万円、この内訳をお願いしたいのと、今まで結構数年にわたってこういう事業が行われているのですが、今現在で就農している人が、累計で大体どのくらいになっているかというのを教えていただければなというふうに思います。

それと2点目ですが、次の56ページの農地費のため池ハザードマップ作成事業費の内訳、目的と、場所としては大体どういうところなのかというのを教えていただければと思います。

それと3点目ですが、57ページのアニマルトラップ事業費、これ初めての事業かなと思いますので、トラップというと、わなといことですが、内訳を教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 農林畜産振興課長。

○経済部副理事農林畜産振興課長（雪田一彦） 青年就農給付金事業についてお答えいたします。

平成27年度に比べて平成28年度は予算がふえているという内訳につきましては、平成27年度予算額は給付対象者6名に対し825万円を給付する予定でしたが、平成26年度補正予算において前倒しで5人に対して750万円を給付しております。

なお、1名分の150万円のうち、半年分75万円については前倒しの対象になりませんので、75万円を予算化しており、平成28年度分は新規就農者の給付対象者は3名多い10名でありますことから、1人150万円の給付で1,425万円の予算額を計上しております。

今までの就農対象者、給付金を受けている人数につきましては7人です。

それから、ため池ハザードマップにつきましては、平成25年から平成26年度に全国で行われたため池一斉点検の結果、当市にある34のため池のうち、防災重点ため池に指定された11のため池について、従来から農業用水路確保のため、ため池を利用していましたが、既存のため池は築造年数が古く老朽化しており、災害が発生した場合、農地農業施設でなく下流の地域住民や家屋への被害が懸念されることから、ハザードマップを作成し、周辺住民への周知、緊急時の避難誘導體制など、地域住民の意見を踏まえた減災対策を講じることとしております。なお、平成28年度は新規事業としてハザードマップ作成事業費355万3,000円を予算計上しており、補助率につきましては100%国の補助率となっております。

防災重点ため池の場所といたしましては、一里小屋ため池、近川溜池、上近川ため池、南関根溜池、八忠溜池、土手内溜池、二枚橋溜池、葛西溜池、大間沢溜池、早掛沼、中野沢溜池の11点のため池でございます。

○委員長（菊池光弘） 農林畜産振興課総括主幹。

○経済部農林畜産振興課総括主幹（櫛引道彦） アニマルトラップ事業についてご説明いたします。このアニマルトラップ事業は、今年度、平成26年度の繰り越し事業で実施していた地方創生の事業でありまして、名前を変えてアニマルトラップ事業といたしました。

内容は、交付金の方針が大幅に変更になって、交付金が決まり次第補正でそちらに持っていくということで、事業内容といたしましては、ほとんど鳥獣対策事業と同じで、実施隊員への導入と被害対策の軽減を図る事業で、賃金が660万円、あと需用費として軽トラックのガソリン代が80万円、それと実施隊員の携帯電話料が24万円です。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 青年就農給付金のことですが、今まで7人の累計になっているということで、この7人がこの平成28年度によって、そうするとプラス10掛ける150万円ですから、7人プラス10人というふうな形で、平成28年度終わるころには17人に青年就農者がふえるということになるのか、そのところをもう少し詳しく教えていただければなというふうに思います。

また、この青年就農者の取り組んでいる農産物というのは、大体どういうのに挑戦しているのかというのをお聞かせいただけます。

○委員長（菊池光弘） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

平成24年度に、これは1年間150万円という事業でございますが、途中から半年分いただいている分等がございますので、だんだんずれていく形になります。平成24年に1名、平成25年に3名、1名の方が2名ふえて3名、平成26年には、さらに3名ふえまして6名、そして今年度、平成27年度には1名ふえまして、現在のところ7名が青年就農給付金の支給を受けております。そして、平成28年度中には3名の方が新たに加わりますので、この段階で10名ということになります。

そして、予算額が本来であれば10人掛ける150万円ですから、1,500万円になるのですが、そこは半年分ずれた方がいるということで75万円減というふうな形でご理解いただければと思います。

それで、現在まで7名の方がおりますが、それぞれの農作物と申しますか、

作付しているもの等、農業に関する部分でございますが、これは肉用牛の繁殖が1名の方、施設園芸、施設の野菜とかニンニク、これが2名でございます。済みません、施設園芸が5名でございます。うち、ニンニクをやっておられる方、それから野菜をやっていらっしゃる方、夏秋イチゴをやっていらっしゃる方というふうな形でございます。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） この時期になると思い出すのですが、地籍調査事業費ですけれども、毎年話をしているのですが、来年度の調査地域をあわせて全体の進捗状況、そしてこのままの状態で行くと、あとどのぐらい、何年ぐらい完成までかかるのか。この2点を。

○委員長（菊池光弘） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） お尋ねにお答えいたします。

1点目、来年度の調査地域ですけれども、中央一丁目の一部、272筆、0.21平方キロメートルを調査する予定であります。

それから、進捗状況につきましては、平成26年度末において全体面積263.52平方キロメートルのうち、実施済みは239.57平方キロメートル、進捗率は約91%となっております。

3点目ですけれども、調査はいつごろ完了するのかというお尋ねですけれども、調査地区が市街地に入ってきましたことから、筆数が大分多くなっております。その辺で、調査面積を考慮しながら実施している状況でありまして、全域が完了するには、まだ相当の期間がかかるものというふうに考えております。年数、おおむね20年程度と考えております。

以上でございます。

○委員長（菊池光弘） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 20年ということになると、大分早まったようですがけれども、これは私の覚えている範囲だと、恐らく昭和46年からこの測量、地籍調査にかかったと思います。当時は、10年で完成するというふうな話で、私の持っていた土地をはかった覚えがあります。でももう昭和46年というと、さっきの勤労青少年ホームができたときと同じですので、45年がたっています。そして、なおかつこれから20年かかるということは、もう大分時間がたっているということもあります。きょうは、ちょうど3.11起こった日ですがけれども、やはり災害の復旧復興、おきているところは、このしっかりとした測量図面がなかったというのも一つの原因であると、こう伺っておりますので、やはりしっかりした測量図面をつくるというのが、災害とかそういうのにも

しっかり対応できるものでございます。やはり早目に、20年と言わず、それなりの経費をかけながら進めていただきたい。

もう一つは、最近測量技術が発達しています。そして、個人で測量している場所も、この地籍調査になると調査するのか、はかるのか、それをちょっとお聞きいたします。

○委員長（菊池光弘） 用地課長。

○建設部副理事用地課長（中里 敬） 大瀧委員のお尋ねにお答えをいたします。

1点、個人が実測をした土地についても再度国土調査ではかるのかということでもあります。再度はかります。例えば国土調査が入る前の年に行われた精度の高い測量であっても、国土調査の測量は国土調査法に規定された基準点のとり方が一般の測量とは大きく異なります。また、精度も非常に求められるので、一つ一つの工程について県の確認、さらには国の国土交通省地籍調査課のほうで国土地理院を通じて、その精度を全て確認いたします。そのうえで改めて測量に入るものですから、実際に実測したものと若干やはり測量の精度の違いでずれる場合があります。そういうこともありますので、皆さんの測量が間違っているということではなくて、精度の方法が違うということで、測量は全て行うこととなります。ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊池光弘） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） そうすると、個人で測量したと、そして次の年、地籍調査が入ったというときに、例えばずれがあったという場合は、市のほう、行政のほうで、それは追加更正かけてくれるのですか。個人がやるのか、それとも行政のほうで、その間違いを訂正してくれるのか。

○委員長（菊池光弘） 用地課長。

○建設部副理事用地課長（中里 敬） 大瀧委員のお尋ねにお答えをいたします。

例えば地籍調査が入る前に、まず個人が行った場合には、皆さん境界ぐいの設置をしていただいていると思います。国土調査の基本は、所有者の方々が、その境界をあらわす境界標を両者で確認いただいて、それを改めて測量する。そのうえで測量の結果が出ます。その結果に基づいて、例えば登記と違う場合においては、閲覧を通じて皆様に公開をした後に認証という作業をとりまして、その後にその数字を法務局のほうに送付いたします。そのうえで登記は書きかわるということになりますので、国土調査が行われた成果については、個人で地積更正ということではなくて、国調成果による地積更正という形で最終的には処理をされることとなります。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 58ページの造林費のところでお伺いいたします。確認の意味ですけれども、直営造林事業費というのが764万6,000円、それから森林整備センター造林事業費が473万4,000円経費がのっておりますけれども、これは成長した場合は直営造林事業費ですので、市の収入になるのかお知らせください。

○委員長（菊池光弘） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長川内庁舎管理課長（松本大志） お答えいたします。

まず、直営造林につきましては、市の土地に市が植えている土地になりますので、伐採すれば、最終的に伐採になるのですけれども、それは全て市の収入になります。今般のこの事業につきましては直営造林なのですけれども、一応間伐事業ということで補助事業でやっております、あとは出た材については売り払いをするということで、ほとんど一般財源が出ないような形で育林ができると、そういうふうな事業でございます。

それから、森林整備センターの事業になりますけれども、この事業につきましては、森林整備センターとむつ市で分収造林契約を締結しております、主に水源涵養上必要な保安林のうち、森林機能の低下している箇所について、特別に分収造林方式で整備するというふうなことになっております。用地事業者については市になりますので、ここで分収割合が出てきますけれども、分収割合につきましては、センターが4に対して市が6というふうになります。そういうふうな分収割合になっております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 今直営造林事業費のところでは、植栽ではなくて間伐を主にするということですが、何ヘクタールの間伐をする予定ですか。また、何立方の間伐の木材を収穫の予定になってますか。

○委員長（菊池光弘） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長川内庁舎管理課長（松本大志） 直営造林につきましては、伐採面積は、間伐の面積については14.44ヘクタールでございます。間伐材の生産量につきましては1,255本、それから658立方メートルということで試算をしております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） これは、では植栽してから何年たっているのか、今初め



ての間伐なのか、お知らせください。

それから、次に植栽するところは、むつ市の財産となるということで先ほどお聞きしましたけれども、その前にありますむつ地区分収造林売払事業費というのが3,575万円あります。それから、川内地区分収造林売払費というのが456万8,000円あります。これとは別になるということですよね。

○委員長（菊池光弘） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長川内庁舎管理課長（松本大志） 林業総務費にある分収林につきましては、国との分収契約を結んでいるものでございます。直営造林につきましては、分収契約を結んでおりませんで、そのまま文字どおり直営のものになりますので、ご理解願いたいと思います。

それから、ここの地区は昭和44年から45年に植栽した杉の間伐ということでございます。間伐は、3回行っておりまして、27年、37年、46年ということで3回行っているということでございます。

以上です。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 時間も大分押し迫ってきたので、簡単に手短にお聞きします。

農業委員会の農地対策事業費、国の減反政策によって、田んぼが大分なくなりました。それで、いろいろな転作があって、国からの助成をもらって粟を植えたり、牧草にしたり、それから麦を植えたりしておりますけれども、その転作、何が一番多いのか。3位あたりまででいいですから、転作したその後につけているものは何が多いのか。

それから、田んぼの跡に柳の木がたくさんおがっているのですけれども、ああいうのは何か法的に罰せられるとか、そういうものはあるのかないのか、それをちょっとお聞かせください。

○委員長（菊池光弘） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（工藤初男） 農業委員会からのほうは、2つ目の田んぼとか畑、柳とか入っている注意事項があるかということをお答えいたします。

いわゆる畑、田んぼ、農地につきましては、耕作放棄地とか遊休農地がふえておりますけれども、そのようなときは農業委員が復元といいますか、畑や田んぼに速やかに耕作できるよう指導はしております。

以上です。

○委員長（菊池光弘） 農林畜産振興課長。

○経済部副理事農林畜産振興課長（雪田一彦） 半田委員のお尋ねにお答えし

ます。

転作している面積、一番多いのは牧草です。2番目がソバと大豆になります。

○委員長（菊池光弘） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） あの柳の木、パトロールして、それは見て注意するのでしょうか。余り大きくなったら切れとか何とか、恐らくそういうあれでないの。多分大分大きくなったよ。こんな柳の木もあるから。ただ、日本は農地が少ない、万が一自給自足のあれになった場合は、簡単にはあれ農地は回復しません。だから、早目にこんな大きな柳の木は切るように注意させたほうがいいと私は思います。あれ放っておいても何も罰則ないのでしょう。

○委員長（菊池光弘） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（工藤初男） 先ほど言いましたように、農地が非農地化している場合は、農業委員会としては農地ではなくて非農地に落とす、農地台帳から削るという作業になります。補助金は、また市長部局のほうになるかと思っておりますので。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 1点だけお尋ねします。

58ページの林業総務費の中に今回初めての事業だと思いますが、森林GIS導入事業というのがありますが、この内容について説明をお願いします。

○委員長（菊池光弘） 農林畜産振興課長。

○経済部副理事農林畜産振興課長（雪田一彦） お尋ねにお答えいたします。

平成24年より新たに森林の土地の所有者となった旨の届け出制度が開始され、相続等をした森林について届け出の対象となる森林であるか判断する必要があります。そこで、森林GISを導入することにより、地番からすぐに森林計画であるのかの確認を行うとともに、その他の森林法に規定される市が行う業務についての情報を管理するためのシステムを導入し、事務の効率化を図るものであります。

○委員長（菊池光弘） 目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 要するに民有林の中で所有者が不明な部分、俗に放置林と言っているのですが、今の説明からしますと、その所有者が不明な部分について、このGISを導入して所有者を確定する。その次が、この放置林というか、所有者が判明したときに、その林部の間伐を行うとか、要するに森林の整備をしていくという目的なのかどうか、再度その内容についてもお知らせをお願いします。

○委員長（菊池光弘） 農林畜産振興課長。

○経済部副理事農林畜産振興課長（雪田一彦） お答えいたします。

この事業は、あくまでも森林計画であるかないかというのを確認するための、結局届け出が必要になったことから、そういう森林計画の中にあるかないかという確認をするというためのシステムでございます。例えば地図の中に、システムでございますので、地理情報システムというか、1枚の地図にいろんなデータを重ねて、それでそういう情報をすぐに、例えばむつ市の森林計画などもそれに入れて、すぐそれに入っているか入っていないか、そういうのを確認するための情報システムでございます。

○委員長（菊池光弘） 目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 済みません、3回目なのですが、そういう調査というかをして、その後何を目的にそういうようなことをやるのか、再度お知らせを願います。

○委員長（菊池光弘） 経済部政策推進監。

○経済部理事政策推進監（二本柳 茂） 目時委員のお尋ねにお答えいたします。

先ほど農林畜産振興課長が答弁したとおり、このGISは県が策定している森林計画の区域であれば、先ほど言った森林を所有している方が届け出しなければいけないという決まりになってございます。それを先ほど言ったように、図面上にシステム化して、すぐわかるようにするための導入であります。それで、目時委員おっしゃったように、最終的にはそれらを含めて、将来的には市の整備計画等にこういうGISの導入により生かしていきたいと考えております。ご理解願います。

○委員長（菊池光弘） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 委員長のお許しを得て、先ほどの工藤委員に対する発言の訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど私、青年就農給付金の中で半年分というふうなお話を申し上げましたが、中で……横垣委員、失礼いたしました、横垣委員の質疑でございます。10人で、本来であれば150万円ずつで合計1,500万円になるのですが、これが75万円ほど少なくなっておりますが、これは10人のうちご夫婦の方がおりまして、その場合は片方の金額が半分になるということで75万円少なくなっております。

ちょっと説明に間違いがございましたので、今回訂正させていただきます。

○委員長（菊池光弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊池光弘） 質疑なしと認めます。

これで第6款農林水産業費についての質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本日の審査はこの程度にとどめ、次回は3月14日月曜日、午前10時よりこの場において審査を続行したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菊池光弘) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日は、これで散会いたします。

(午後 4時28分 散会)